

義農公園再整備設計業務

報 告 書

(公 開 版)

令和 8 年 6 月

(令和 8 年 7 月一部更新)

目 次

	Page
1. 業務概要	
1.1 業務目的	1- 1
1.2 業務概要	1- 1
1.3 業務範囲	1- 1
2. 与条件の整理	
2.1 与条件や計画の把握と整理	2- 1
2.2 各種設計条件の整理と確認	2- 9
2.3 各種設計基準の抽出と適用の確認	2- 19
2.4 現地調査	2- 20
3. 既存敷地及び施設に関する方針検討	
3.1 既存敷地及び施設に関する再整備方針の検討	3- 1
4. 町民意見の反映	
4.1 ワークショップ成果	4- 1
4.2 町民意見を踏まえた計画案の検討過程	4- 3
4.3 設計案との関係	4- 11
4.4 ロゴデザインの検討	4- 14
5. 施設構成の検討	
5.1 施設構成の基本的な考え方	5- 1
5.2 空間構成、景観、意匠等に関する検討	5- 1
5.3 園路、舗装、植栽等の検討	5- 4
5.4 照明計画の検討	5- 6
5.5 遊戯施設の検討	5- 8
5.6 管理施設の検討	5- 11
5.7 サービス施設の検討	5- 12
5.8 造成及び給排水等インフラに関する検討	5- 13
5.9 防災機能の検討	5- 14
6. 敷地内建築物等の検討	
6.1 建築物の基本的な考え方	6- 1
6.2 導入機能の検討	6- 1
6.3 建築デザインの考え方	6- 3
6.4 法令・申請協議事項の整理	6- 8
6.5 木材利用	6- 12
6.6 架構計画概要	6- 12
義農公園再整備関係協議メモ	別紙 6-1
基礎工法検討資料	別紙 6-2

7. 図面等の作成

7.1 公園再整備設計	7-	1
7.2 建築設計	7-	2

8. 今後の課題

8.1 事業費調整に当たっての基本的な考え方	8-	1
8.2 検討課題	8-	2
8.3 施工性・工程上の課題	8-	7
8.4 維持管理上の課題	8-	9
雨水貯留槽構造計算書〔常時〕	別紙	8-1
雨水貯留槽構造計算書〔レベル2 地震時・軽量盛土併用〕	別紙	8-2

1. 業務概要

1.1 業務目的

義農公園再整備設計業務（以下「本業務」という。）は、義農公園の将来的な在り方について、既成市街地地区のにぎわいの創出や地域の魅力向上への寄与も視野に入れ、町が主体となって実施する町民向けのアンケートやワークショップ、並びに将来的な管理運営を見据えた地元団体等からの意見を踏まえ、多世代交流、歴史継承、防災等の機能を備えた公園空間の整備に向けた検討を行うものである。

本業務において、公園全体の空間構成、機能配置、ゾーニング、動線計画、施設構成、植栽、設備、維持管理の視点等について、実施段階を見据えた具体的かつ整合性のある検討を行い、必要な図面及び成果品を作成するものとする。

1.2 業務概要

- (1) 業務名：義農公園再整備設計業務
- (2) 工期： 自）令和 7 年 11 月 14 日、至）令和 8 年 6 月 30 日
- (3) 発注者：松前町 産業建設部 まちづくり課 都市計画室 都市デザイン係
- (4) 受注者：ジオグラフィック・デザイン・ラボ

1.3 業務範囲

次頁に示す図 1 の範囲とする。

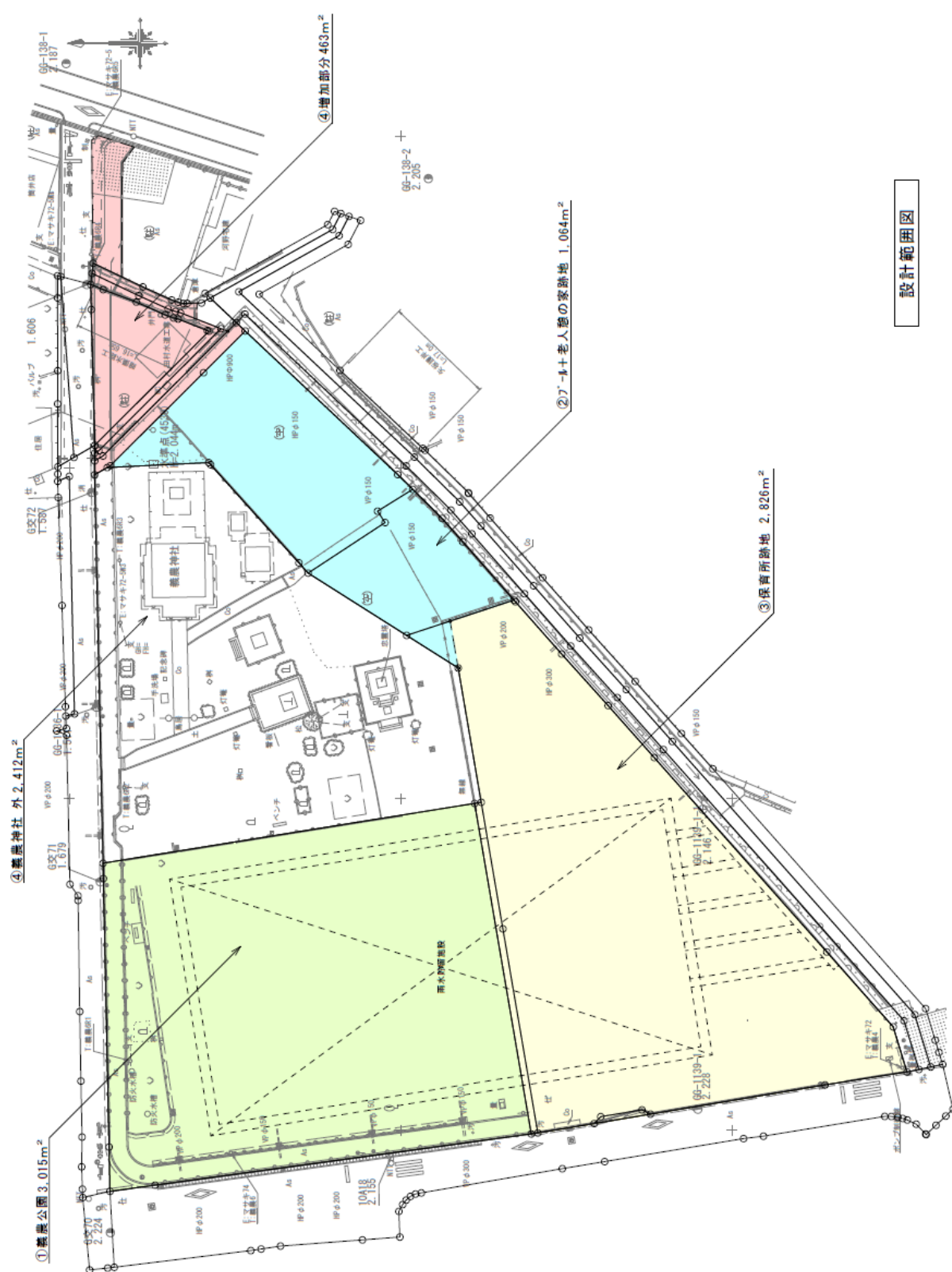


図1. 業務対象範囲

2. 与条件の整理

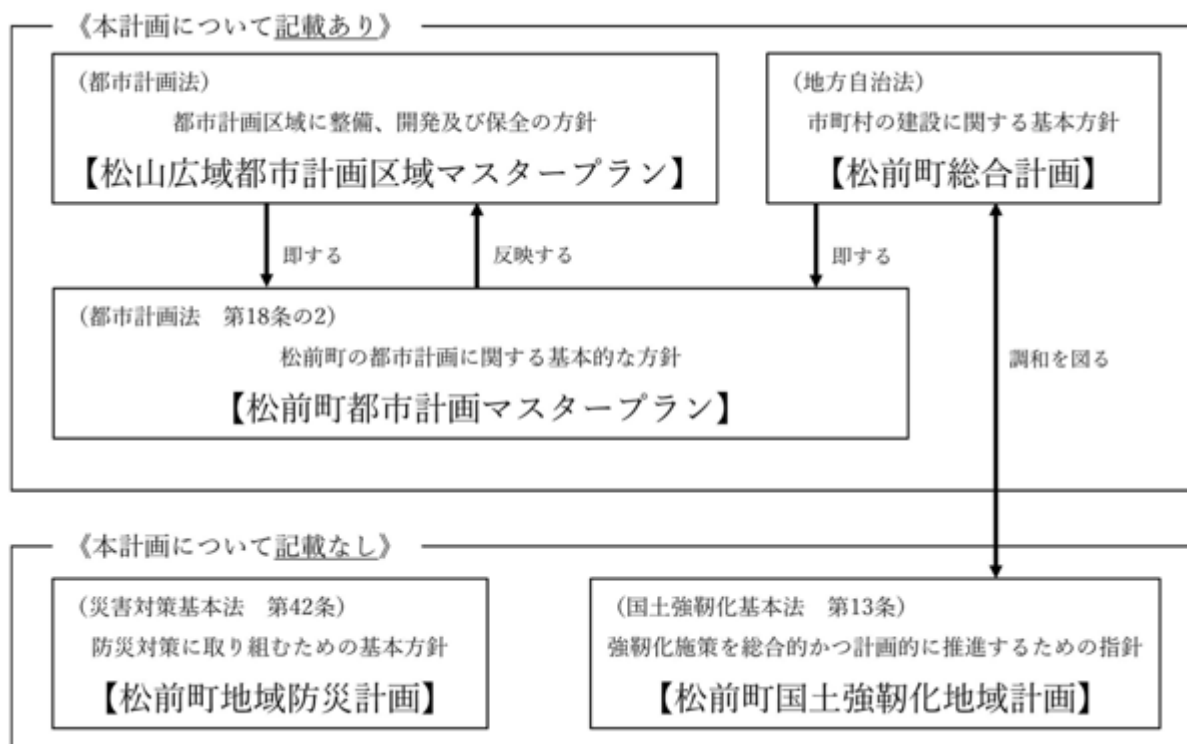
2.1 与条件や計画の把握と整理

与条件や計画の把握については、過年度成果である「R3 雨対側第1号-2 筒井地区雨水貯留施設設計調査業務〔上部利用・歩行空間整備計画編〕」を参考に整理した。

その内容を以下に示す。

2.1.1 上位関連計画や周辺事業計画

上位関連計画の位置付けを以下に示す。



上位関連計画の位置づけ

松山広域都市計画区域マスタープラン（令和4年5月）

4-3 都市公園の都市計画の決定方針**1. 基本方針**

✚区域内外の住民のスポーツ・レクリエーション活動の場となる総合公園、運動公園等の都市基幹公園及び地域社会のコミュニティの場となる街区公園、近隣公園等の住区基幹公園、また、区域に点在する緑地は、日常生活に潤いを与える緑を有するとともに、災害時の非難場所の役割も兼ねており、都市生活に欠かせない重要な施設であることから、既存施設の整備推進、機能維持・強化を図る。

2. 主要な施設の配置の方針

✚愛媛県総合運動公園、松山中央公園、城山公園、松山総合公園、北条公園、伊予総合公園、東温市総合公園、松前公園等については、スポーツ・レクリエーション拠点として、施設の維持管理に努めるとともに、機能強化を図る。

✚地域住民の憩いの場となる街区公園については、誘致圏を考慮して適正に配置し、施設の充実を図る。

✚重信川及び石手川の高水敷の緑地を、自然的なレクリエーション活動の場と位置付け、施設の充実を図る。

✚その他都市計画区域内の公園に関しては、長期末着手都市計画公園の見直しにより、適切な規模や配置を検討し、効果的な整備を推進する。

○都市公園である義農公園についても、機能維持・強化を図る必要がある。

第5 次松前町総合計画 [改訂版] (令和7年3月)

06 公園・緑地・水辺の保全



目的と方針

子どもの遊び場や高齢者の憩いの場、町民の交流の場であり、また、いざという時のための防災機能を備えた施設でもある公園の整備充実や維持管理に努め、やすらぎや潤いのあふれる緑や水辺の保全を推進します。

現状と課題

本町は、海、川、湧水の多様で豊かな水辺や田園空間等の自然に恵まれています。これらの水と緑は、町民の誇りともなっており、こうした固有の環境特性を保全・活用し、次世代に継承していくことは、まちづくりの基本的な課題となっています。

今後は、災害時の避難・応急対策の拠点の確保、快適で安全・安心な公園づくりといった視点を重視しながら、公園・緑地の計画的な改修や町民等との協働による管理体制の充実を進めていく必要があります。

施策の体系

公園・緑地・水辺の 保全	● 公園・緑地等の適正な配置・管理
	● 親水空間の保全と創造
	● 協働による公園・緑地等の維持管理体制の充実

➤ 主要施策

(1) 公園・緑地等の適正な配置・管理

地域人口や全体の配置バランスを考慮しながら、地区の実情に応じて公園・緑地等の適正配置を図ります。また、設置の際は緑化の計画的な推進、ユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化を推進します。設置後については、誰もが安全に安心して利用できるよう維持管理を行います。

(2) 親水空間の保全と創造

既存の親水公園の保全及び有効活用に努めるとともに、塩屋海岸については、海岸を訪れた人が快適に利用するための整備を検討します。

(3) 協働による公園・緑地等の維持管理体制の充実

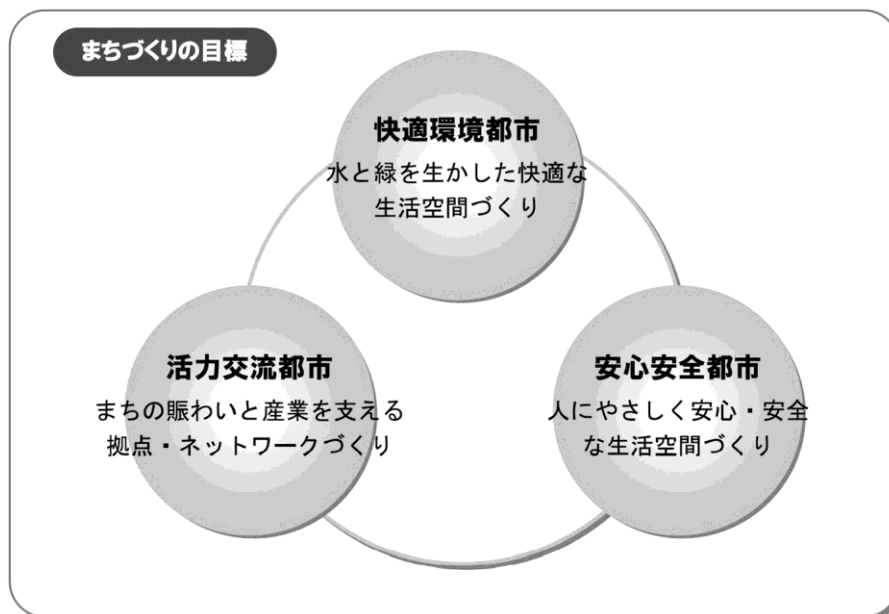
町民や関係機関・団体との協働による公園・緑地等の維持管理体制の充実を図り、それぞれが持つ特色を生かした有効活用を図ります。



- 災害時の避難・応急対策の拠点の確保、快適で安全・安心な公園づくりといった視点を重視している。
- ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を推進している。
- 町民や関係機関・団体との維持管理体制の充実を図ることを推進している。

松前町都市計画マスタープラン（平成20年3月）

【まちづくりの目標】



【関連施策例】

水と緑を生かした快適な生活空間づくり [快適環境都市]

- 適正な土地利用の誘導と計画的な都市基盤整備による良好な住宅地の形成
- 市街地周辺における優良農地*の保全、まとまりのある市街地の形成
- 公共下水道*の整備や海、川、湧水を活用した親水空間の整備
- 市街地の緑化や公園・緑地の整備と連携した水と緑のネットワークの形成
- 豊かな田園景観等と調和した特色あるふるさと景観づくり
- 地区の特性に応じた良好な生活環境の創出

人にやさしく安心・安全な生活空間づくり [安心安全都市]

- 密集市街地における防災対策と住環境の改善
- 避難地や避難路となる道路、公園等の防災施設の充実・強化
- 建築物の耐震化・不燃化等による震災に強い市街地の形成
- ユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたバリアフリー*環境の充実
- 歩道整備や植栽による安全でゆとりある歩行者空間の形成

○「人とみどりが輝くぬくもりの町 松前」を将来像とし、まちづくりの目標を3つ設定している。

○快適環境都市では、自然と調和し共生する快適な生活空間の形成を目指している。

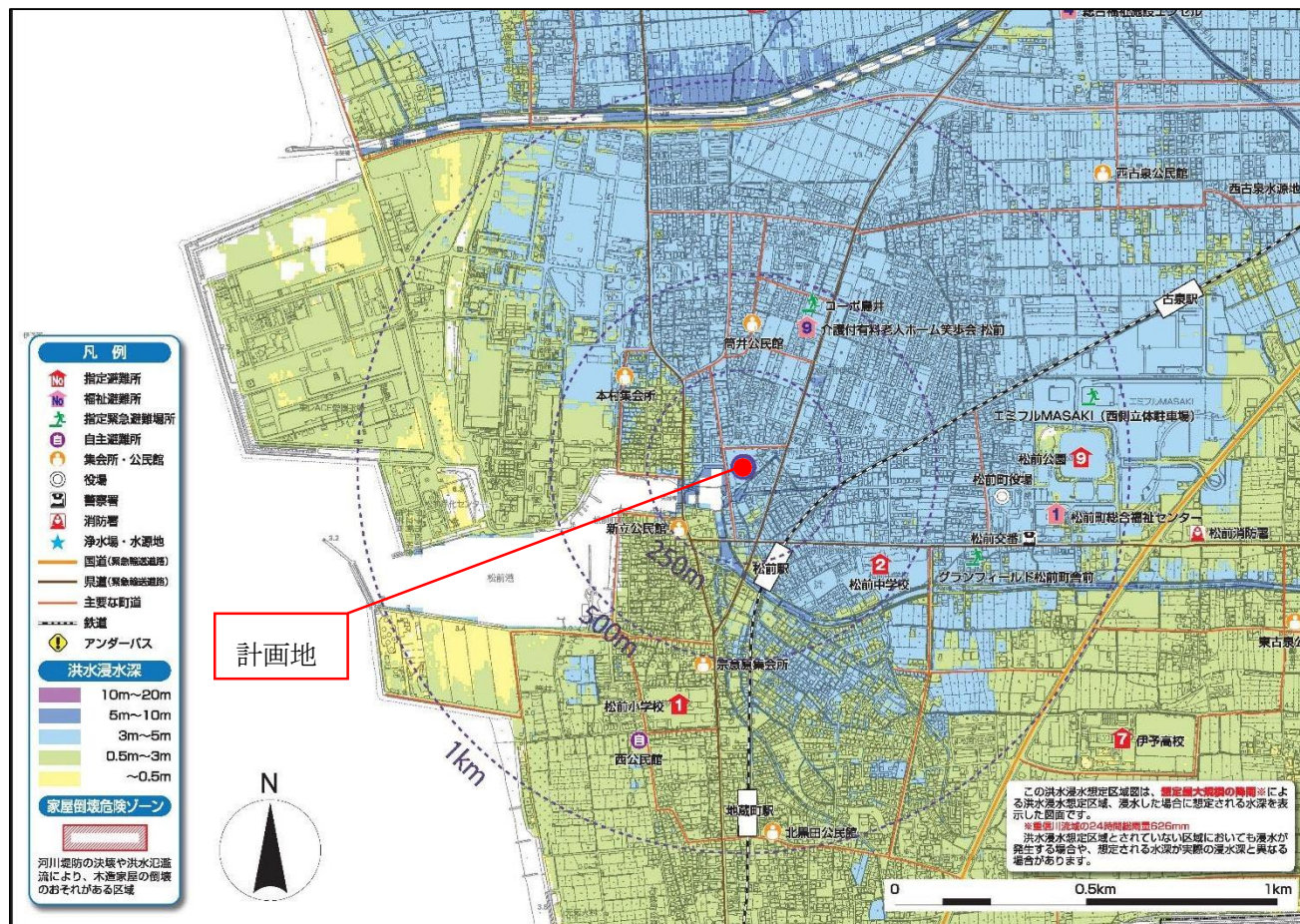
○安心安全都市では、これまで形成されてきた既成市街地を中心に、生活道路の改善など市街地における質的向上を目指している。

2.1.2 想定される災害

想定される災害は次の通りである。

(1) 洪水浸水想定

松前町の洪水浸水想定区域図によると、計画地と計画地周辺の多くは洪水浸水深が 3～5m となっている。

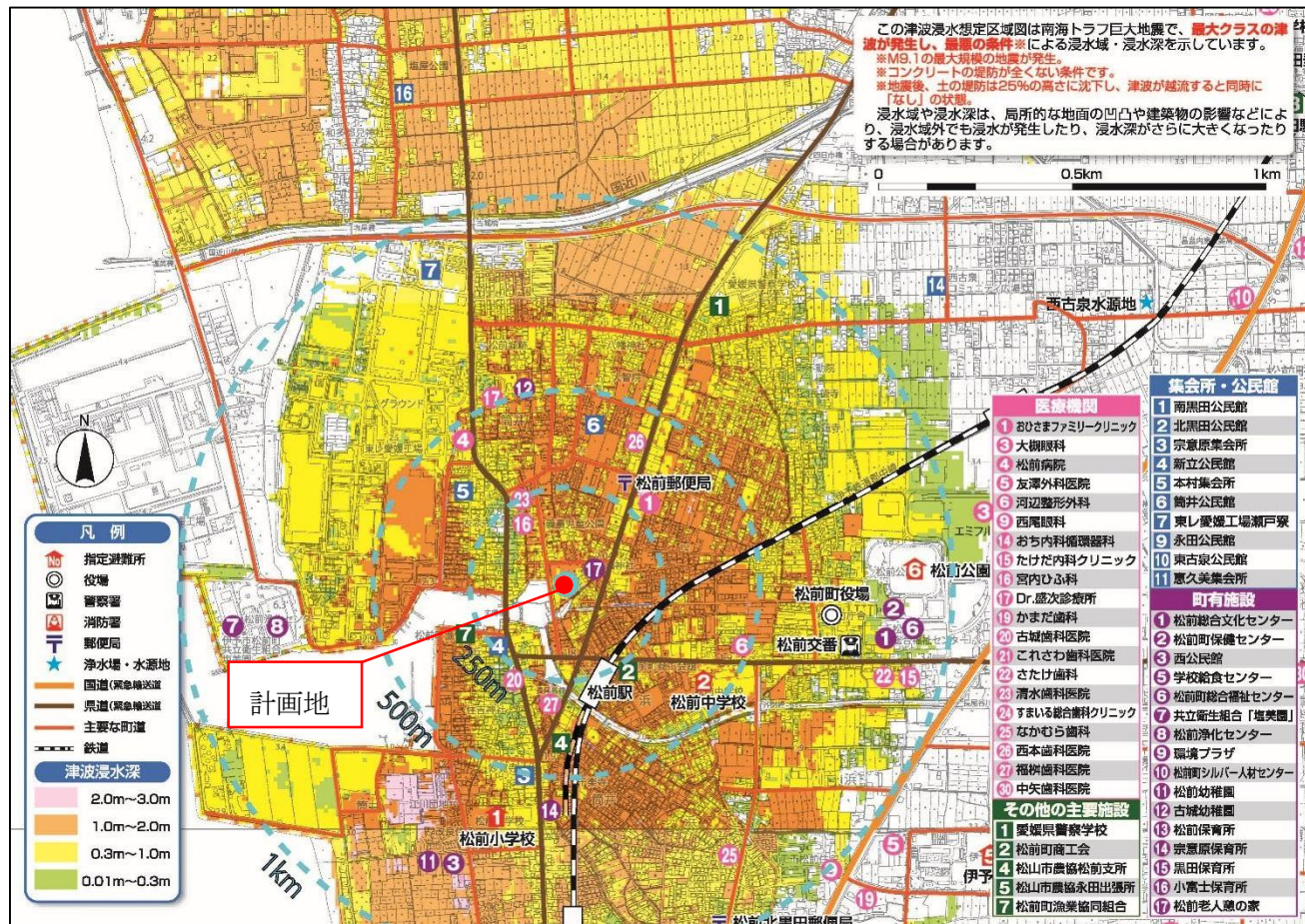


松前町洪水浸水想定区域

出典：松前町総合防災マップ〔風水害編〕（令和3年4月）に追記

(2) 津波浸水想定

松前町の津波浸水想定区域図によると、計画地と計画地周辺の多くは津波浸水深が 0.3m～2.0m となっている。



松前町津波浸水想定区域

出典：松前町総合防災マップ〔津波編〕（平成26年6月）に追記

(3) 地震火災による建物被害想定

松前町では南海トラフ巨大地震により、8,372 棟の建物被害が想定されている。

市町別被害内訳(南海トラフ巨大地震:陸側ケース)

	建物全壊・焼失棟数						建物半壊棟数				
	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	火災 (冬18時 最大風速) (棟)	合計 (棟)	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	合計 (棟)
松 前 町	655	552	0	173	85	1,465	2,130	2,641	0	3,601	8,372

松前町の建物被害 (棟)

出典：愛媛県地震被害想定調査 最終報告 (令和 8 年2 月)

2.1.3 雨水貯留施設

雨水貯留施設の実施設設計図および、土木係へのヒアリングおよび現地調査を踏まえ以下の内容を確認した。

No	確認内容	回答
1	公園の地上に表出してくるもの	北側の丸形鋼管矢板が 30cm 程度地表に露出する。雨水貯留施設の工事では切断等を見込んでいない。
2	上部を覆ってはいけない箇所	資材搬入孔、点検孔、排気孔、ポンプピット上部、取水施設の頂板部
3	換気口周辺の設え	排気孔はエルボであり、かつ、グレーチングを設置するため、基本的には換気口周囲の砂や落ち葉が入ることはない。
4	柵蓋の耐荷重	耐荷重 T-25 の蓋を設置する計画である。

上記の回答を踏まえた再整備方針については次章で記載する。

2.2 各種設計条件の整理と確認

対象となる法規制を確認し、本業務に必要な整理を行う。

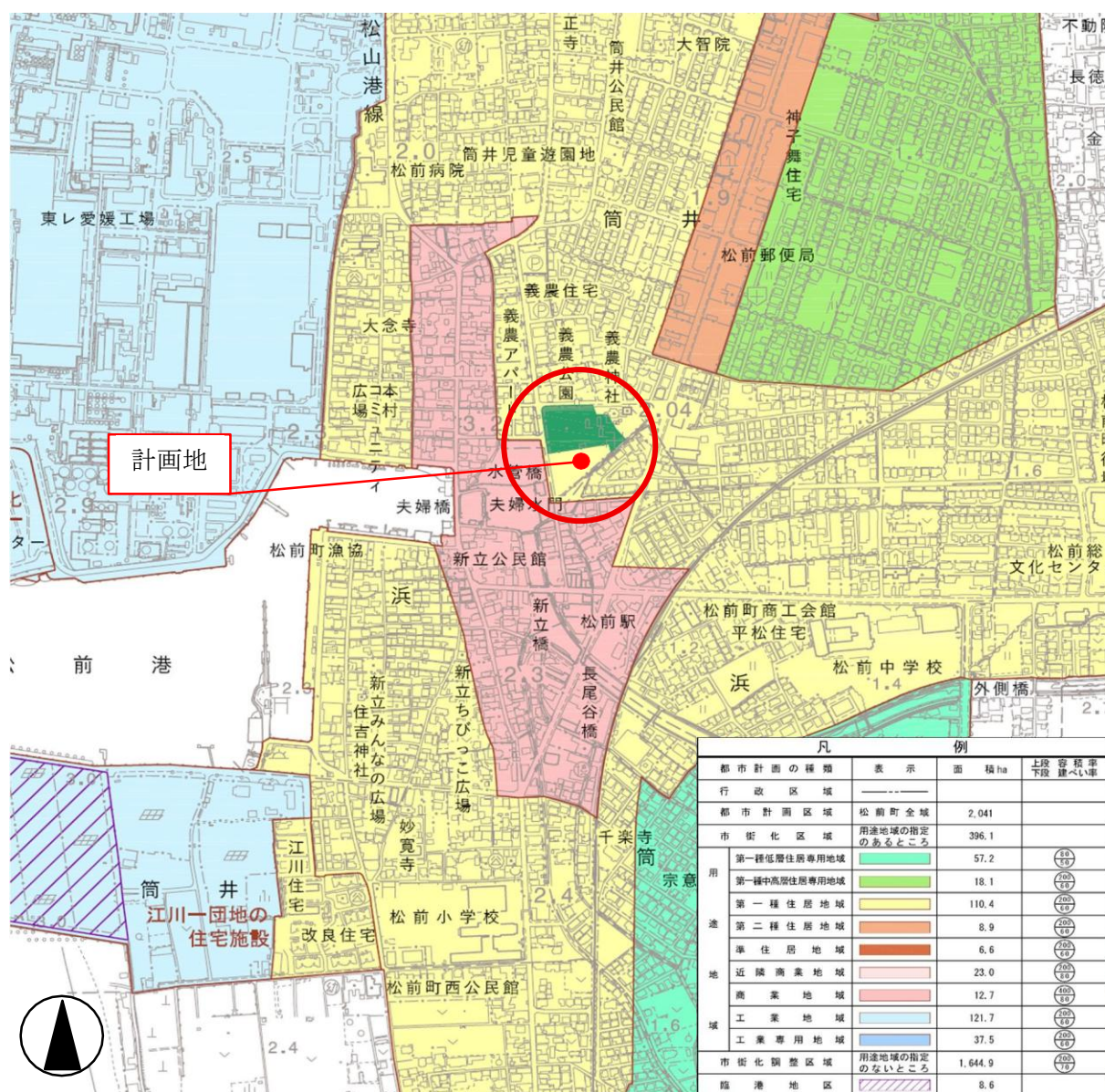
(1) 都市計画法

①地域地区《法第八条》

愛媛県では、地域地区として、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高度利用地区、防火地域、準防火地域、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区及び伝統的建造物群保存地区の 10 種類を定めている。その中でも松前町は、用途地域、臨港地区の 2 種類を定めている。

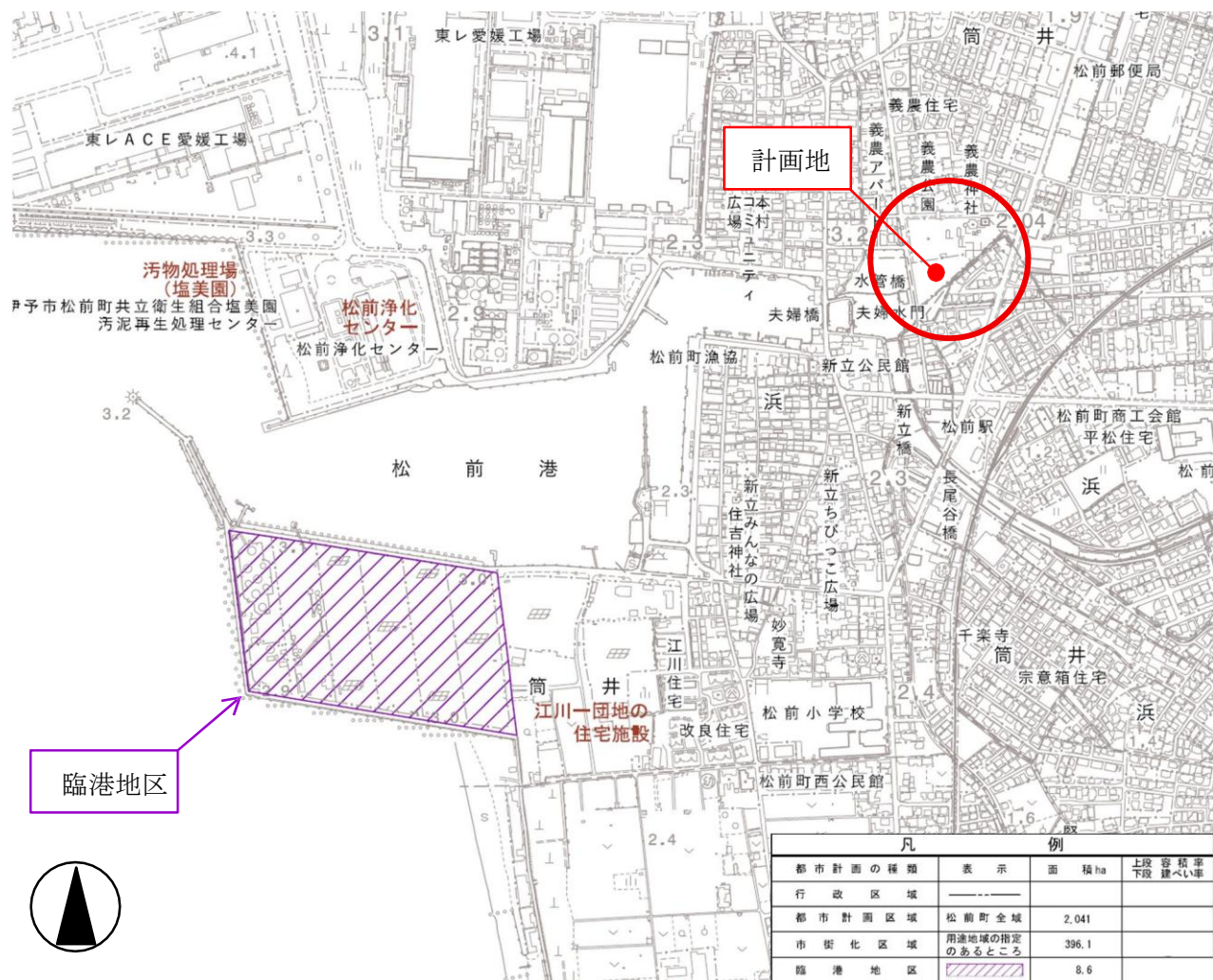
(出典：えひめの都市計画 2022)

○計画地は『都市計画公園』と『第一種住居地域』に位置している。



出典：松前町都市計画

○臨港地区は計画地から約1kmのところに位置している。臨港地区による計画地への制限は特にない。

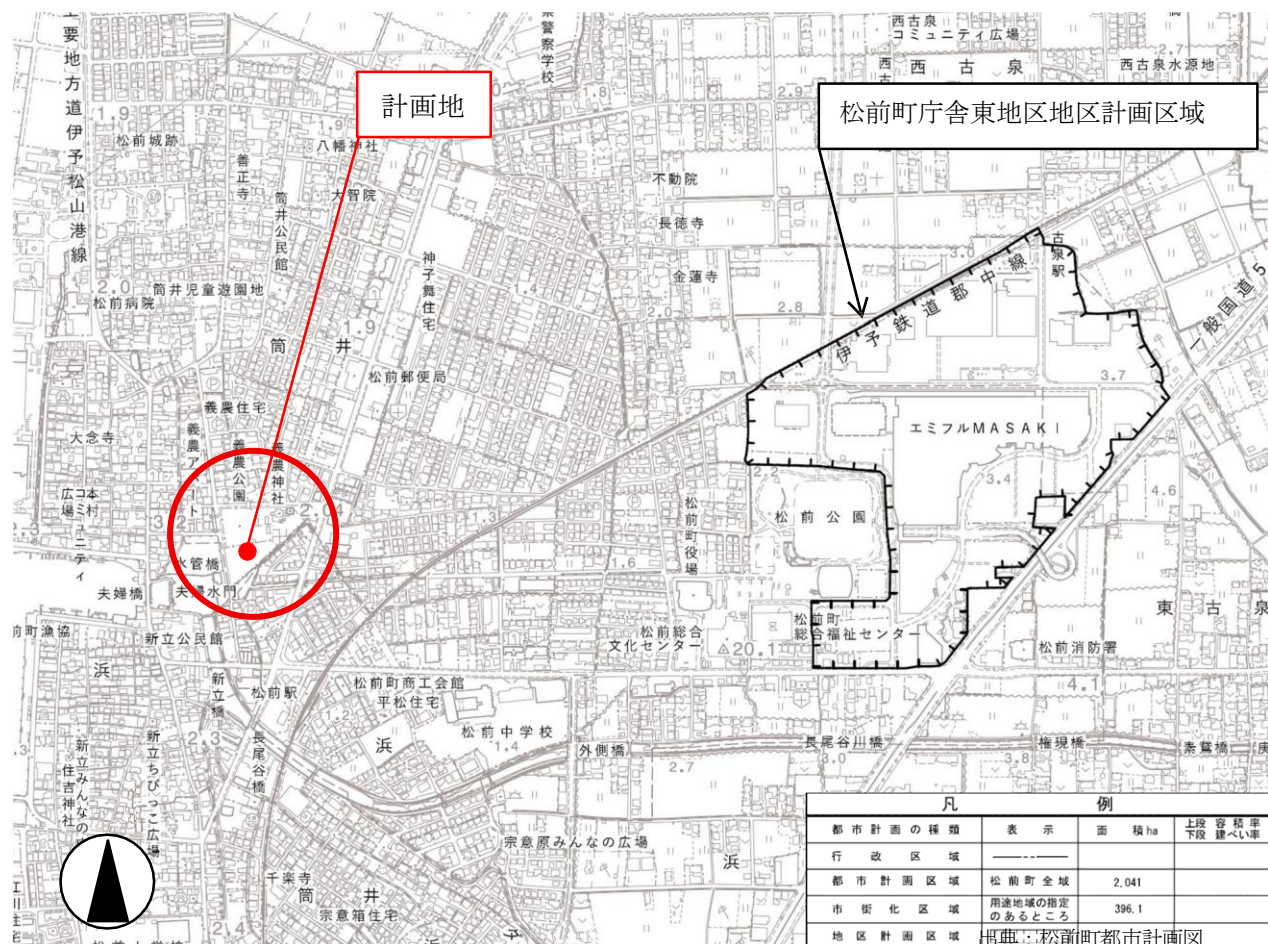


出典：松前町都市計画図

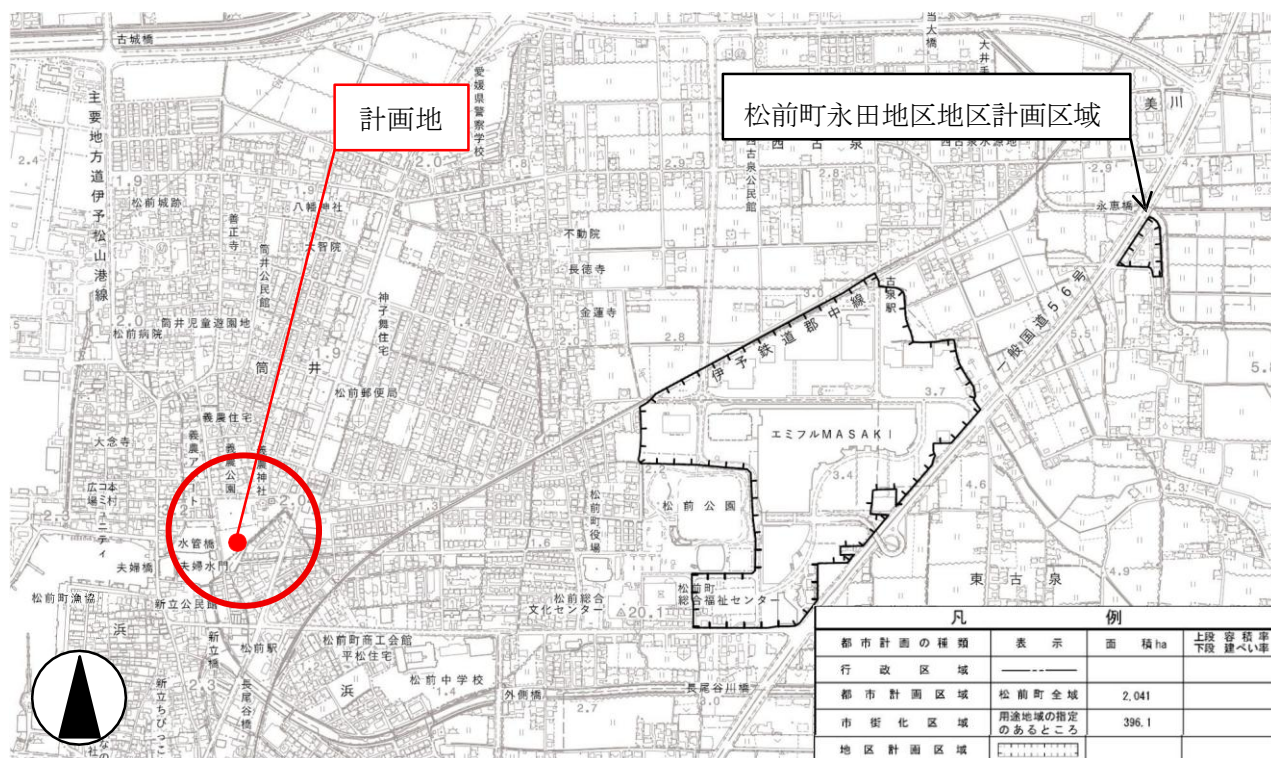
②地区計画《法第十二条の五》

松前町では 2 つの地区について地区計画を定めている。

○松前町庁舎東地区地区計画区域は計画地から約 1km のところに位置している。この地区計画による計画地への制限は特にない。



○松前町永田地区地区計画区域は計画地から約 1.8km のところに位置している。この地区計画による計画地への制限は特にない



出典：松前町都市計画図

(2) 都市公園法

都市公園法に関連する法規制等を以下に整理する。

① 都市公園法 令和4年6月17日施行

公園施設の設置基準
第四条： 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。
○特別な場合を除いて、公園施設としての建築物の建蔽率は百分の二を超えてはならない。

② 松前町都市公園条例 令和3年9月22日施行

公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準
第1条の5：法第4条第1項本文の条例で定める一の公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。 第1条の5 第2項：都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
○特別な場合を除いて、公園施設としての建築物の建蔽率は百分の二を超えてはならない。

③ 都市公園法施行令 令和2年9月7日施行

公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等
第六条第一項第一号： 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合
○公園施設としての建築物の建蔽率が百分の二を超えても良い場合がある。

○建築物の建蔽率は百分の二に抑えた計画にすることは難しいため、都市公園法施行令第六
条第一項第一号を踏まえて、用途を整理することが重要である。

(3) 防災機能の考え方

防災機能については、発注者との議論を踏まえて以下の方針とした。

義農公園再整備に係る防災機能の考え方（まとめ）

0 基本方針（位置づけ）

- 義農公園は、平時の利用価値を高めつつ、災害時にも無理なく活用できるよう、フェーズフリーの考え方の範囲で防災要素を反映する。
- ただし、津波想定区域等の立地条件を踏まえ、義農公園自体に避難機能（指定避難所・滞留拠点としての機能）は付与しない整理とする。
- 災害時の活用は、主として中・長期フェーズにおける受援・生活支援のための空間利用（給水車、仮設トイレ、炊き出し等の展開が可能な場）を念頭に置く。

1 ハード面の整備方針（防災要素の反映）

(1) 受援・支援展開が可能な空間

- 災害時に給水車・トレーラー等が出入りし、据え付け・展開が可能となるよう、車両進入口（進入路）を確保する。
- 平時利用と両立する形で、仮設トイレやテント等の設置が可能な「余白」を確保する（障害物が少なく、広く使える空間）。

(2) かまどベンチ・マンホールトイレ（採用）

- まちづくり課内協議の結論として、かまどベンチ及びマンホールトイレは設置する。
- 併せて、必要資機材（便座・テント・衛生資材等）の保管、点検・更新、衛生管理、廃棄物の扱い等の運用面は、今後の議論・検討事項として整理する。

(3) 敷地高の検討（+20cm）

- 雨水貯留施設計画において、ゲリラ豪雨時の道路冠水を概ね 20cm 未満に抑制する前提があることから、公園敷地（特に広場）が冠水しないよう地盤高を道路より 20cm 上げることを検討する。
- ※地盤高さについては、周辺との整合性を含めて実施設計段階で検討する。
- 重要設備（操作盤、電気・通信機器等）については、浸水時に致命的支障となり得るものを抽出のうえ、配置高さの工夫（高所化等）を検討する。

(4) 避難機能の考え方

- 津波浸水（2.0m）を前提とした高所化・避難機能の付与は求めないものとする。形状・規模・配置は、なるべく広場を広く確保し、平時利用において使いやすい余白が生まれるよう検討する。

2 情報発信（サイン計画）

公園内の看板表示は、以下の内容を基本とする。

(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所の案内

- 公園自体に避難機能を持たせない整理のもと、周辺の指定避難所・指定緊急避難場所への案内を分かりやすく示す（位置・方向等）。

(2) 雨水貯留施設の紹介

- 雨水貯留施設の役割（冠水抑制等）を、平時の理解につながる形で表示する。
- 安全上の注意が必要な箇所がある場合は、必要最小限の注意表示を併せて整理する。

3 今後の議論・検討事項（運用）

- かまどベンチ及びマンホールトイレの運用（管理主体、展開手順、資機材保管、点検・更新、衛生管理、訓練の位置づけ等）については、自主防災会及び指定管理者との役割分担を含め、今後の議論・検討事項とする。

(4) 駐車場、駐輪場の規模算定

① 駐車場

駐車場の必要台数を算定した。

「令和3年度 都市公園利用実態調査報告書（国土交通省都市局 公園緑地・景観課）」等に基づき、必要駐車台数の算定を行う。駐車台数の算定は下記を基準に行った。

・ 近隣公園

（現状は街区公園であるが面積拡大を踏まえ、安全側の算定単位として近隣公園の原単位を用いて整理した）

・ 利用可能面積：0.98（ha） $\div$ 1.0（ha）※算定面積は1.3業務範囲に記載の通り。

・ 1ha 当たり最大時在園者数：44（人/ha）

・ 自動車利用率：0.289（28.9％）

・ 同乗者数：2人/台

必要駐車台数=1ha 当たりの最大時在園者数 $\times$ 駐車場利用率 $\times$ 1/同乗者数=44 $\times$ 0.289 $\div$ 2
=6.358 $\div$ 7 台

		利用可能 面積 (ha)	最大時在園者数 (人)		ha当たり最大時在園者数 (人/ha)		最大時1人当たり占有面積 (㎡/人)	
			平日	休日	平日	休日	平日	休日
街区公園	51年	0.266	63	78	237	293	42	34
	57年	0.215	42	50	195	233	51	43
	63年	0.226	24	28	106	124	94	81
	6年	0.240	29	38	121	158	83	63
	13年	0.274	20	16	73	58	137	171
	19年	0.286	15	25	54	87	187	115
	26年	0.285	26	30	93	106	108	94
	3年	0.296	23	21	77	72	130	139
近隣公園	51年	1.040	129	183	124	176	81	57
	57年	1.140	104	201	91	176	110	57
	63年	1.252	104	135	83	108	120	93
	6年	1.170	114	168	97	144	103	70
	13年	1.369	51	70	37	51	268	196
	19年	1.392	45	63	33	45	307	222
	26年	1.416	77	124	54	88	184	114
	3年	1.892	79	84	42	44	240	226

出典：令和3年度都市公園利用実態調査報告書

交通手段

	徒歩	自転車	バイク	自動車	バス、電車等の公共交通	貸切バス	その他	無効	無回答	回答数(票)
街区公園	55.6	23.6	0.4	16.5	3.1	0.0	0.3	0.3	0.1	992
近隣公園	44.7	17.6	0.8	28.9	5.9	0.0	0.5	1.1	0.5	2,700
地区公園	36.3	14.2	1.4	42.4	4.1	0.3	0.1	0.6	0.6	3,622
運動公園	20.6	11.4	1.7	59.4	5.0	0.3	0.2	0.9	0.3	8,035
総合公園	22.6	9.6	1.1	59.8	5.1	0.1	0.3	0.8	0.5	12,530
広域公園	9.1	7.3	0.8	75.9	5.5	0.2	0.2	0.6	0.5	7,347
国営公園	3.2	4.3	0.5	83.4	6.9	0.7	0.6	0.4	0.1	6,297
全体	20.3	10.0	1.1	61.6	5.3	0.3	0.3	0.7	0.4	41,523

出典：令和3年度都市公園利用実態調査報告書

グループ構成

	一人	友人・知人	カップル	夫婦	家族	学校の団体	地域の団体	職場の団体	その他	無効	無回答	回答数(票)
街区公園	24.9	24.0	0.7	3.9	39.4	0.1	2.9	0.7	1.0	1.9	0.4	992
近隣公園	32.4	20.4	1.0	6.1	34.5	0.3	2.0	0.7	0.9	1.3	0.3	2,700
地区公園	33.5	14.2	1.0	10.6	31.3	1.7	3.2	0.7	1.8	1.4	0.6	3,622
運動公園	28.4	16.1	1.8	10.9	26.9	7.0	3.9	1.1	1.7	1.5	0.6	8,035
総合公園	28.3	14.1	2.2	14.9	31.8	2.9	1.8	0.8	1.2	1.3	0.6	12,530
広域公園	20.0	14.0	2.4	17.3	39.7	1.9	0.8	1.0	0.9	1.5	0.5	7,347
国営公園	7.2	12.5	7.3	24.6	45.8	0.3	0.4	0.4	0.6	0.8	0.0	6,297
全体	24.3	14.9	2.7	14.8	34.7	2.8	2.0	0.8	1.2	1.3	0.5	41,523

出典：令和3年度都市公園利用実態調査報告書

② 駐輪場

駐輪場の必要台数を算定した。

「令和3年度 都市公園利用実態調査報告書（国土交通省都市局 公園緑地・景観課）」等に基づき、必要駐輪台数の算定を行う。駐輪台数の算定は下記を基準に行った。

- ・近隣公園（現状は街区公園であるが面積が広がるため近隣公園として整理した）
- ・利用可能面積：0.98（ha） $\div$ 1.0（ha）※算定面積は1.3 業務範囲に記載の通り。
- ・1ha 当たり最大時在園者数：44（人/ha）
- ・自転車利用率：0.176（17.6%）

必要駐輪台数=1 ha 当たりの最大時在園者数 $\times$ 自転車利用率=44 $\times$ 0.176=7.744 $\div$ 8 台

(5) 照明

計画においての夜間利用は少ないことを想定するが、主に保安上の観点から照明の設置が必要である。そのため、以下の照明に関する基準に準拠して照明を計画する。施設ごとに平均照度を考慮することが望まれるが、計画地周辺には住宅街があるため、配光に考慮した照明計画が必要である。

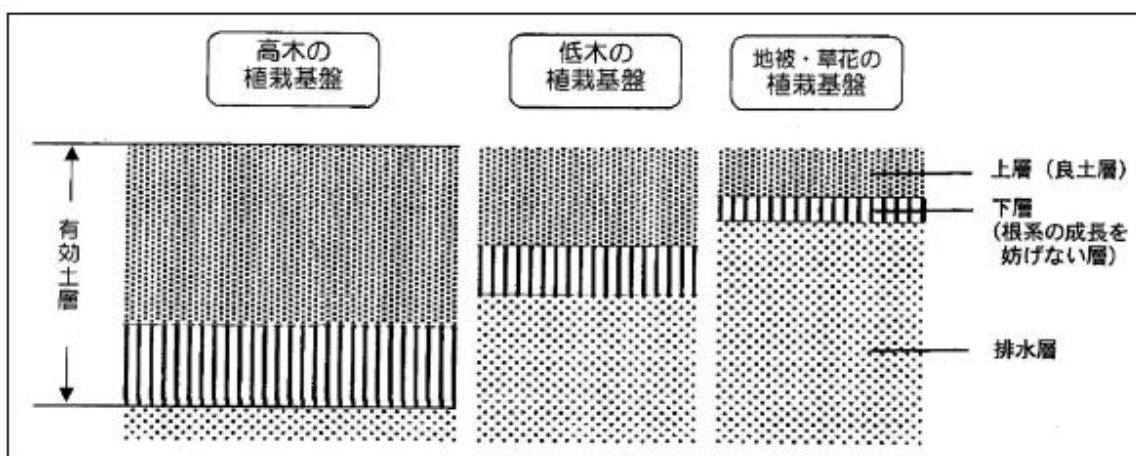
対象施設	照度 (Lx)	基準
園路、広場	3	JIS Z 9110 : 2010 表 22-通路、広場及び公園
駐車場	3	JIS Z 9110 : 2010 表 22-通路、広場及び公園
トイレ	50	安全・安心まちづくり推進要綱 (R2. 3, 警察庁)

使用中に平均照度を下回らないようにするためには維持照度を考慮する必要がある。

(6) 植栽

(ア) 有効土厚の確保

樹木等の良好な生育にあたっては、以下のような基盤整備をすることが望ましい。
しかし、本計画では地下の雨水貯留施設に影響を及ぼさない植栽基盤とすることが求められる。



これより植栽基盤の整備にあたっては、植栽地ごとの地盤高さ等を考慮し、以下の樹木の区分に合わせた有効土厚を確保するため、適宜盛土を検討する。

	高 木			低 木	芝生・草花
樹高*	12m以上	7～12m	3～7m	3m以下	
上 層	60cm	60cm	40cm	30～40cm	20～30cm
下 層	40～90cm	20～40cm	20～40cm	20～30cm	10 cm以上

2.3 各種設計基準の抽出と適用の確認

使用した主な図書等を以下に示す。

書籍名	発行年
都市公園技術標準解説書	令和 7 年 6 月
都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン [改訂第 2 版]	令和 4 年 3 月
ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン	令和 7 年 5 月
造園修景積算の手引き [改訂第 2 版]	令和 5 年 4 月
公共建築工事標準仕様書	令和 7 年 3 月

2.4 現地調査

2.4.1 松前町の都市公園

令和3年3月末の愛媛県の一人当たりの都市公園※1面積は12.9m²/人で、令和2年度末の全国平均は10.7m²/人であることから、愛媛県全体で見ると全国平均を上回る結果となった。しかし、市町単位で見ると、松前町の一人当たりの都市公園面積は4.7m²/人であることから、県及び全国平均を下回る結果となっている。また、松前町は未着手の都市計画公園等※2がないため、一人当たりの都市公園面積の県及び全国平均を上回ることが難しい現状である。

※1：都市公園は街区公園、近隣公園、地区公園、特定地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、レクリエーション都市、風致公園、動植物公園、歴史公園、広場公園、墓園、緩衝緑地、都市緑地等、緑道を指す。

※2：都市計画公園等は街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園、緑地、広場、墓園を指す。

市町別都市公園の整備状況（令和3年3月31日時点）

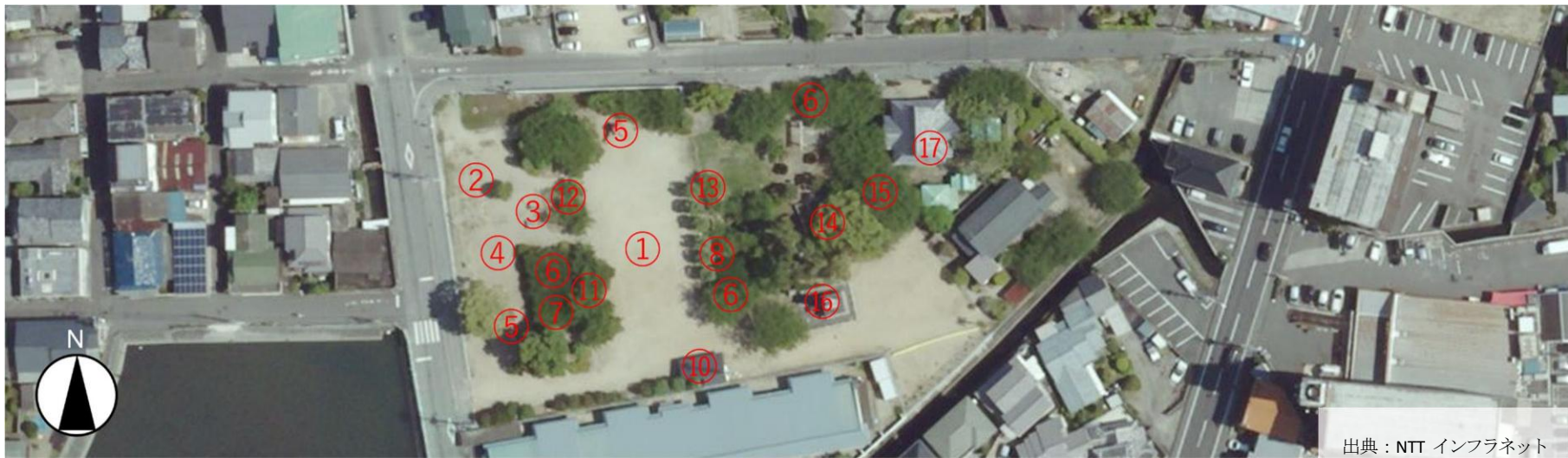
	都市公園面積(ha)	都市計画区域人口(千人)	1人当たり公園面積(m ² /人)
松山市	393.19	498	7.9
今治市	178.59	130	13.7
宇和島市	195.54	55	35.6
八幡浜市	12.74	27	4.7
新居浜市	142.97	120	11.9
西条市	109.06	106	10.3
大洲市	113.82	32	35.6
伊予市	27.16	27	10.1
四国中央市	58.35	83	7.0
西予市	35.08	24	14.6
東温市	35.14	29	12.1
久万高原町	15.65	4	39.1
松前町	14.49	31	4.7
砥部町	39.24	8	49.1
内子町	18.38	9	20.4
鬼北町	16.42	5	32.8
愛南町	146.18	11	132.9
県内全域	1,552.00	1,199	12.9

出典：えひめの都市計画 2022（資料編）

2.4.2 義農公園

本業務着手時には既に雨水貯留施設工事が開始していた状況であり、従前の公園を把握することは困難な状況であった。そのため、義農公園に関しては過年度成果を引用して、その内容を整理する。

既存機能・施設

配置図						
機能	遊び		休息	修景	便益	その他
施設	広場	砂場（1箇所）	藤棚（3基）	植栽	トイレ（1棟、男女別）	義農之墓
						
	ブランコ（2基）	複合遊具（2基）	テーブルベンチ（2基）		水飲み（1基）	義農作兵衛之像
						
	スイング遊具（4基）		単独ベンチ（11基）		時計（1基）	忠霊塔
						
				ゴミ箱（2基）	義農神社	
						

2.4.3 義農公園の残置物

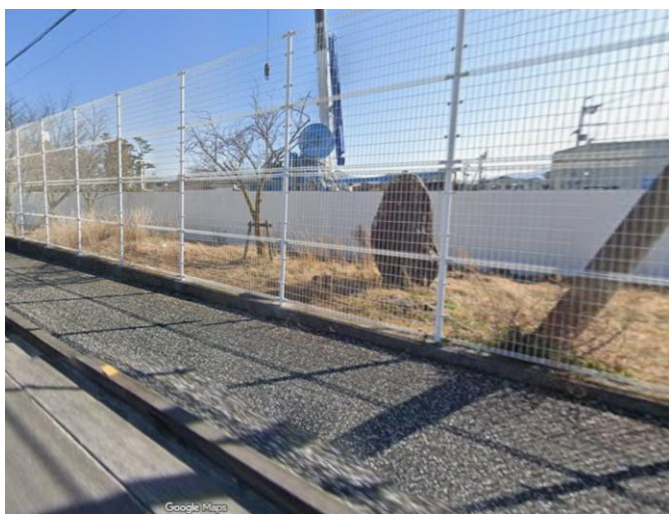
雨水貯留施設の工事により、義農公園の大部分は撤去されていたものの、外周部のフェンスや北側の一部植栽や石碑等は残された状況であった。その内容を以下に示す。



義農公園の外周部のフェンスは残置されている



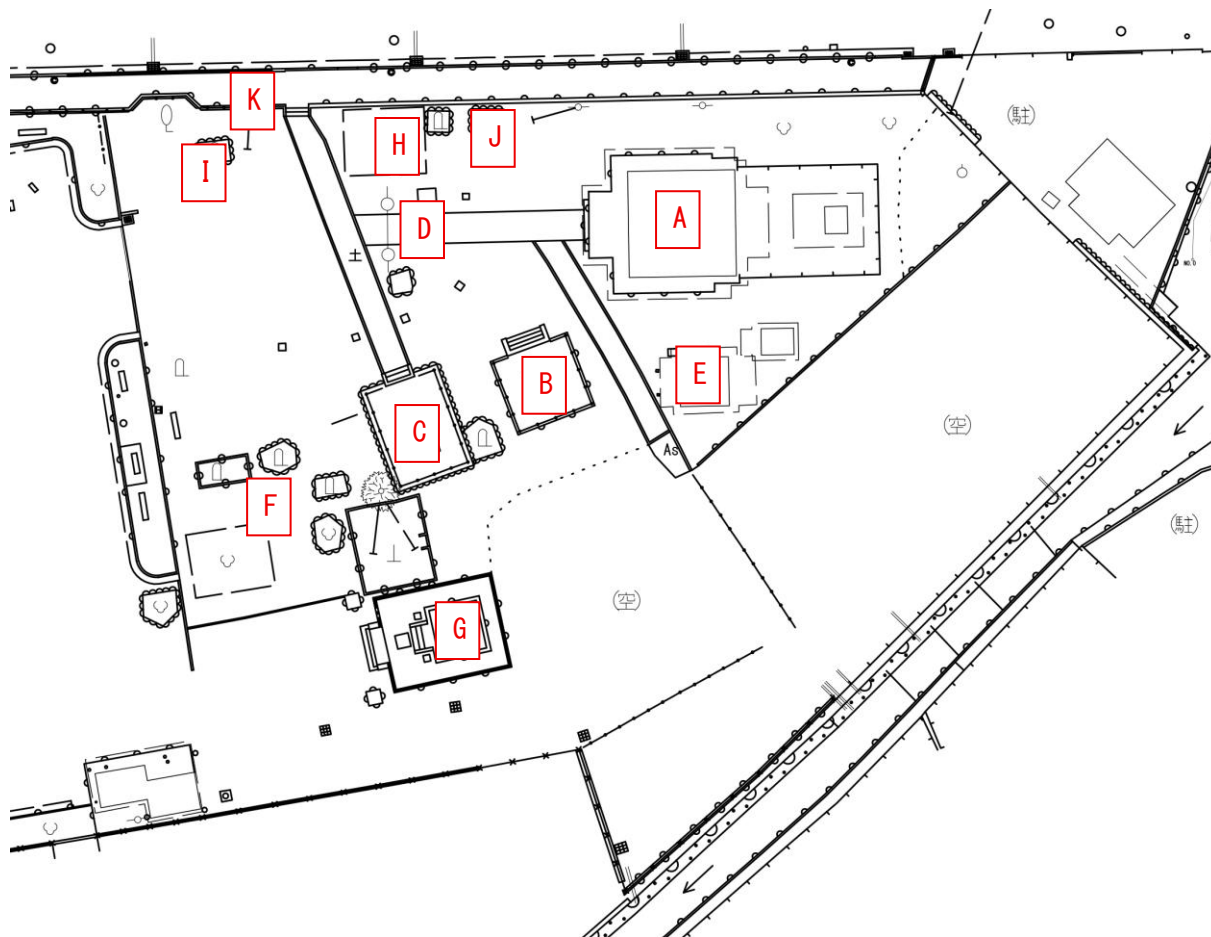
保育所跡地のフェンスも残置されている



義農公園の北側には景石 1 点と植栽が残されている

2.4.4 義農神社について

本業務では整備対象外であるが、一体的な空間検討のために義農神社の現況調査を行った。その内容を以下に示す。





A: 義農神社拝殿 内部は雨漏りがあり損傷著しい



B, C: 義農作兵衛の像と墓



D: 鳥居



E: 滝姫堂



F: 義農作兵衛と家族の墓、松の木



G: 忠霊塔



H: 藤棚



I: 石碑



J: 石碑



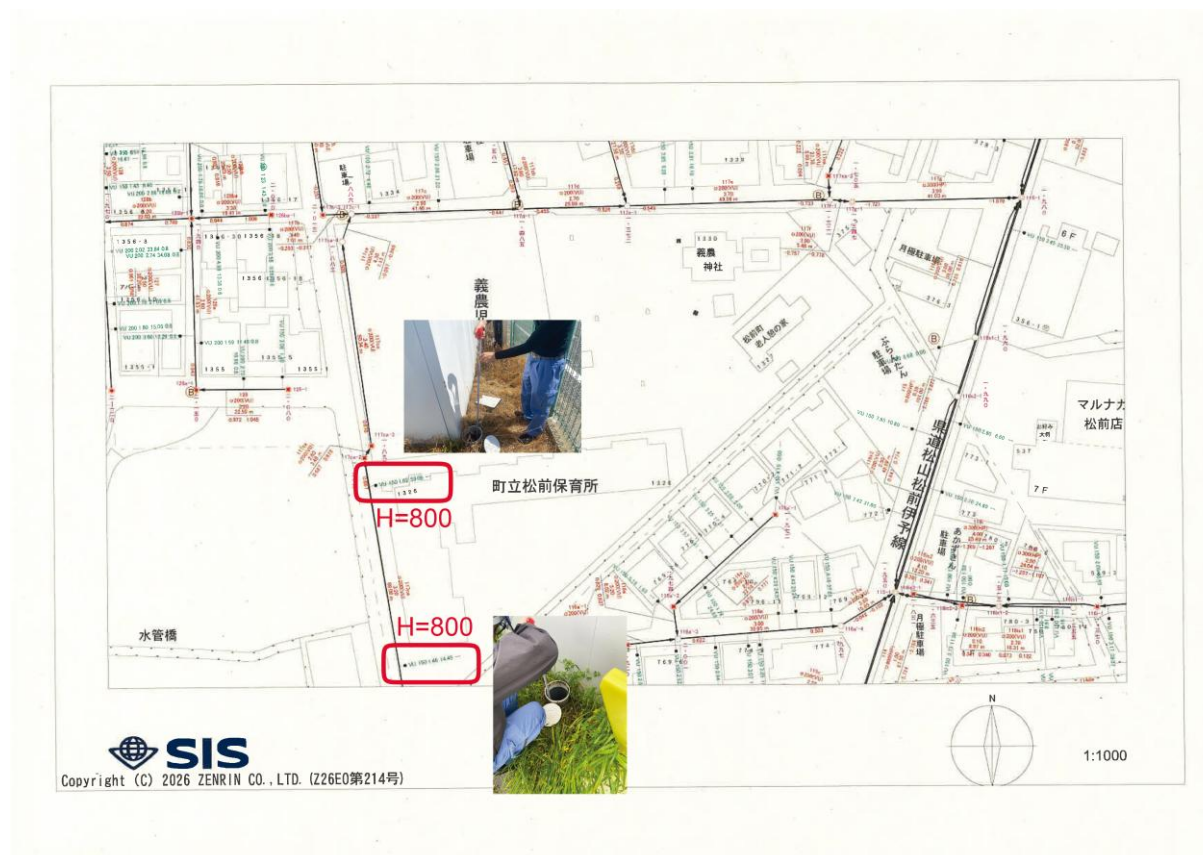
K: 街灯

2.4.5 既存インフラの調査

雨水貯留施設の工事により、義農公園の大部分は撤去されていたため、公園内の設備を再利用することは不可能である。そのため、接続先となる上下水道の位置を確認した。その内容を以下に示す。

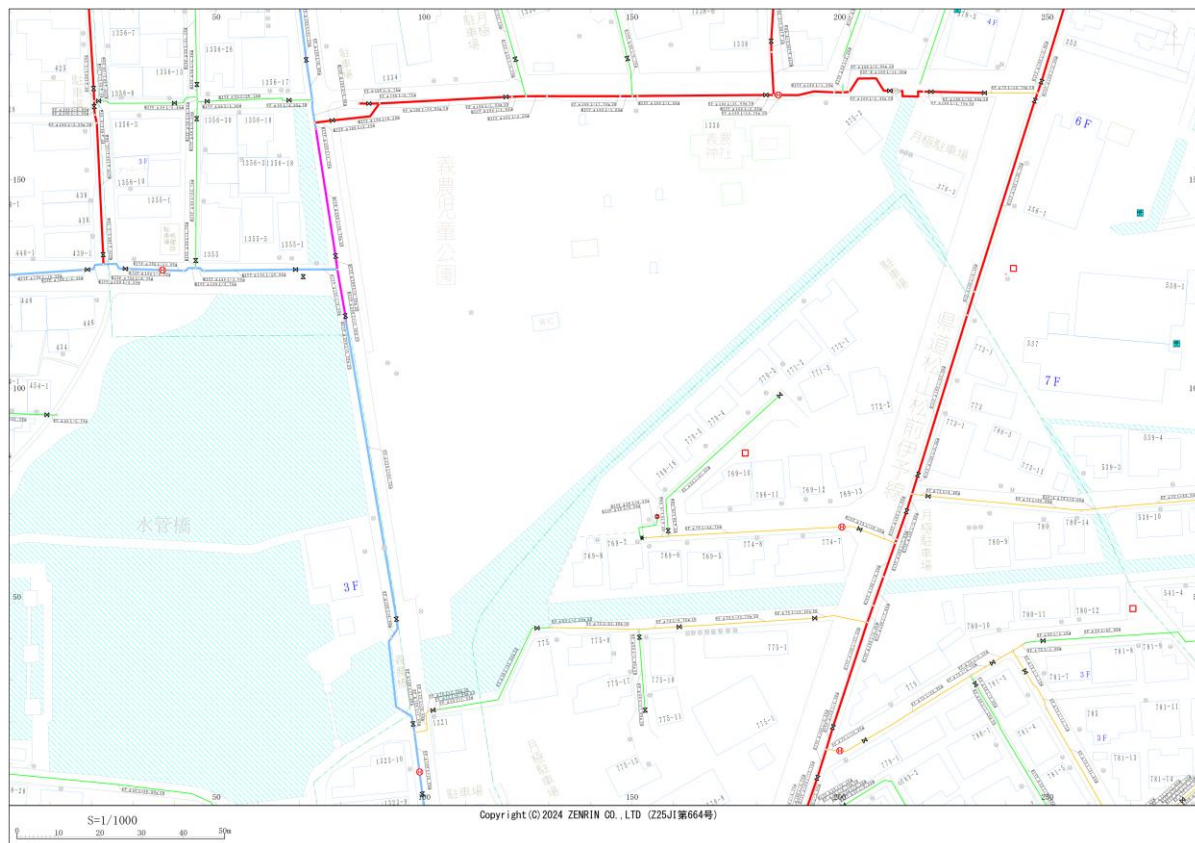
(1) 下水道

台帳の確認に加えて、保育所で使用されていた桝が残置されていたため、今後の実施設計の基礎資料とするため、その深さを測定した。



(2) 上水道

上水道は北側道路および西側道路に埋設されており、いずれもφ100以上の管である。そのため、今後の公園及び建築の詳細な設計に応じてより近い方に接続することが合理的であると考えられる。



3. 既存敷地及び施設に関する方針検討

3.1 既存敷地及び施設に関する再整備方針の検討

3.1.1 既存敷地及び施設の現況把握

前章に整理したように、既存敷地については、業務開始後は既に雨水貯留施設の工事が着工しており、北側の一角を除いて従前の施設に残置物は無い状況であった。

一方で、新たな整備に向けて撤去を見込む必要がある残置物があるため、その内容は本業務で整理する必要がある。



施工中の雨水貯留施設



植栽柵や石碑、樹木、防火水槽が残置された北側敷地



南西から河川越しに敷地を見る



北西から河川越しに敷地を見る

3.1.2 再整備方針の検討

既存敷地および施設に関する現況調査を踏まえ、義農公園の再整備にあたっては、以下の方針に基づき計画を進めるものとした。既存敷地および施設の再整備方針を以下に示す。

(1) 既存敷地について

既存敷地内に残されている周囲のフェンスは、公園の開放性を高める観点から、原則としてすべて撤去する方針とした。また、歩道部分についても整備範囲に含め、公園と周辺道路が一体となった空間形成を図る計画とした。一方で、歩車道境界ブロックについては、既存の道路構成および工事に考慮して、残置する方針とした。

また、既存敷地内で唯一残置物のある北側の一角に残された植栽については、可能な限り保存する方針とする。ただし、今後の詳細設計において、造成計画や地盤高さの設定を踏まえ、保存の可否を検証する必要がある。

(2) 雨水貯留施設について

地表に露出している丸形鋼管矢板については、公園利用や景観への影響を最小限とするため、可能な限り低い位置で切断し、公園整備後の地表面に露出しない方針とした。

また、上部を覆うことができない箇所については、その条件に合わせて計画を行うものとし、換気口周辺については、なるべく芝生や土系舗装との取り合いを避け、維持管理性や納まりに優れるコンクリートブロック舗装を優先する方針とする。

(3) 義農神社の扱いについて

義農神社の扱いについては、松前町の総務課、社会教育課、および史談会との協議を行った結果、現時点では行政主導による整備を進めることは難しいとの判断に至り、本整備範囲には含めない方針とした。

一方で、従来から一体的に利用出来ていた空間的連続性を継続させるため、両者の境界にはフェンス等の物理的な仕切りを設けず、連続性のある空間とする方針とした。

(4) 河川の活用について

ワークショップでは河川空間の活用に関する意見も挙がったが、現状では河川断面を変更することが難しいため、本計画では南西角の張り出し部を整備範囲に含め、公園利用に活用する方針とした。将来的には、河川空間や湛水防除施設を活用した新たな利活用の可能性についても検討を進めていく方針である。

(5) 照明について

照明については、敷地内に既存設備が存在しないため、公園に必要な照度の確保は、すべて新設する器具で満たす方針とした。

また、歩道部にはかつて松前町商工会によって整備された街灯が設置されているものの、将来的な撤去の可能性も考慮し、公園内の照明計画において歩道部分まで一定の明るさを確保できるよう計画する方針とした。

4. 町民意見の反映

4.1 ワークショップ成果

4.1.1 基本コンセプト

ワークショップの実施概要及び成果は、松前町ホームページで公表している各回のニュースレターに示すとおりである。本報告書では、その内容を踏まえ、計画案の検討過程及び設計案との関係を整理する。基本設計の根幹となる「新しい義農公園でやってみたいこと」に関する5項目と、義農公園を育てる5つのヒントについて下記の通りである。

「新しい義農公園でやってみたいこと」

① 遊び（遊具）・チャレンジ

Play&Challenge

② 健康・スポーツ

Wellness&Sports

③ くつろぎ・居場所

Relax&Place

④ 交流・にぎわい

Community&Activity

⑤ 歴史・文化・自然

History, Culture&Nature

「義農公園を育てる5つのヒント」

① 松前っ子が育つ

② ゆっくり過ごす人も、体を動かす人もゆるく共存

③ いつもの居場所を育てる

④ あつまる・にぎわう、松前のシンボル

⑤ 義農精神と松前らしさをつなぐ・ひろめる

4.1.2 基本計画案

全4回のワークショップ意見およびアンケート調査結果を踏まえ、基本計画案をワークショップ参加者を対象とした報告会で示し、その後松前町のホームページや松前町役場ロビーでも展示を行った。その内容を次頁に示す。なお、この基本計画案に至るまでの検討案については次節に記載する。



図 4-1 ゾーニング図



報告会の様子



松前町ロビーでの基本計画案の展示

4.2 町民意見を踏まえた計画案の検討過程

ワークショップでの議論を踏まえて、計画案を更新した。プロポーザル案に関するワークショップ意見および、計画案の更新内容を以下に示す。

4.2.1 プロポーザル案

プロポーザル案の平面図は次頁に示す通りである。第2回ワークショップでは、第1回ワークショップで議論した「新しい義農公園でやってみたいこと」について、プロポーザル案を下敷きにて、計画案のいいね！（良いところ）／どうなん（見直すべき箇所）を議論した。

各項目の主な意見は下記の通り。

① 遊び（遊具）・チャレンジ

- ・タコのすべり台やはんがり競漕に見られる松前らしさを現代的に取り入れたい

② 健康・スポーツ

- ・散歩等とスポーツは緩やかに分節出来るようにしたい

③ くつろぎ・居場所

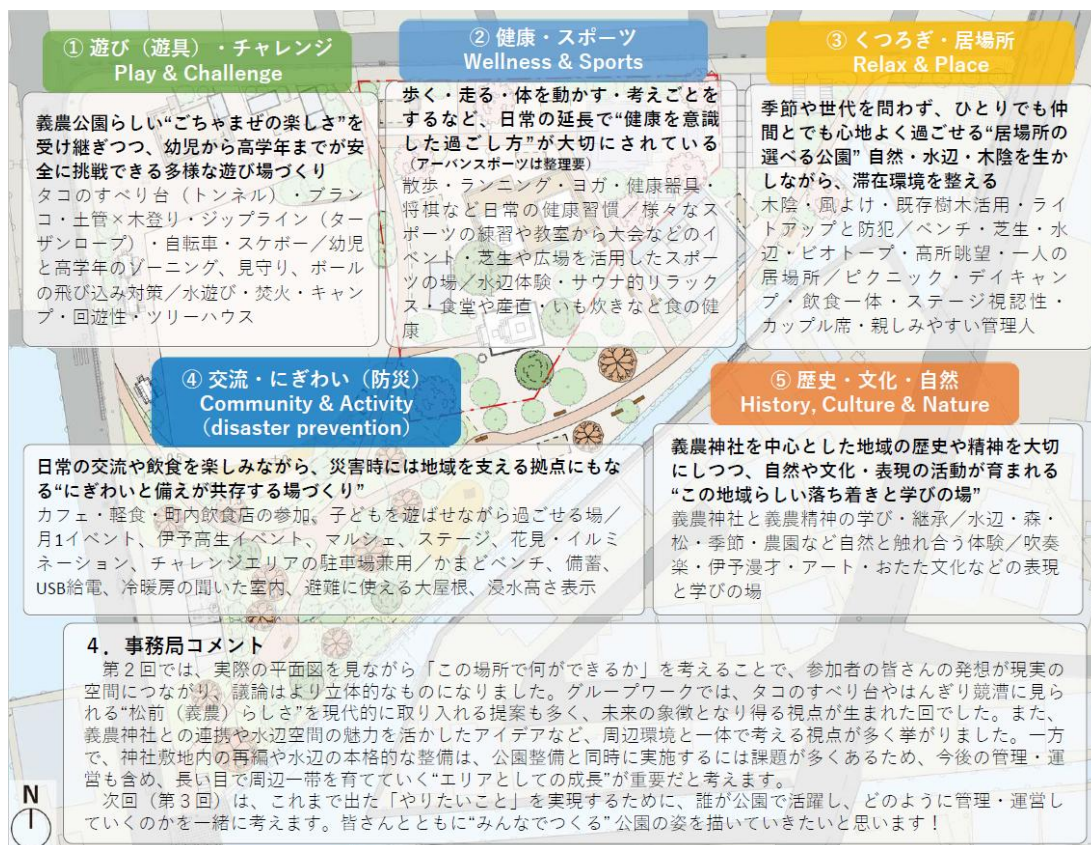
- ・広い芝生広場でくつろぎたい
- ・影や緑陰のある場所で過ごしたい

④ 交流・にぎわい（防災）

- ・飲食店が参加できる拠点をつくりたい
- ・災害時に地域を支える拠点としたい

⑤ 歴史・文化・自然

- ・義農神社と義農精神の学び・継承を考えたい





4.2.2 PLAN1

PLAN1 については、第3回ワークショップで議論した「やってみたいこと」で投票数が最多得票数を得た「芝生でごろごろできる広い緑地」を最大限に取り入れた案である。

また、「幼児から高学年までが安全に挑戦できる多様な遊び場づくり」という意見も踏まえて、幼児用広場と児童用広場、大屋根広場（イベント広場）を分ける計画とした。

交流・体験学習棟は、公園の中央付近に配置した。

計画図は次頁に示す。



4.2.3 PLAN2

PLAN2 については、第3回ワークショップで議論した「やってみたいこと」で投票数が第2位の得票数を得た「タコのすべり台の“安全に配慮した”現代版リメイク」を中心に据えた案である。

タコのすべり台を中心として、イベント広場、高低差のある芝生広場を南北に配置した。遊具エリアとスポーツエリアは河川沿いにまとめて配置し、交流・体験学習棟は、義農通りの賑わいにも寄与出来るように西側に寄せた計画とした。

計画図は次頁に示す。



4.2.4 PLAN3

PLAN3 については、PLAN1 と同様に第3回ワークショップで議論した「やってみたいこと」で投票数が最多得票数を得た「芝生でごろごろできる広い緑地」を最大限に取り入れた案である。

一方でPLAN1のように明確なゾーン分けを行わずに、各ゾーンが混ざり合いながら構成する計画である。これは、ワークショップの際に多く聞かれた従前の義農公園らしさの1つである“ごちゃまぜの楽しさ”を具体化させたものである。また、続いて投票数の多かったタコのすべり台についても西側道路に寄せて配置することで、義農通りからの視認性が高まり、公園だけでなく地域と一体的となった魅力向上に繋がるよう配慮した。

交流・体験学習棟は、公園の中央付近の川沿いに配置することで、公園全体を見守りやすい計画とした。

計画図は次頁に示す。



4.3 設計案との関係

PLAN1～3の検討を踏まえ、発注者との協議により PLAN3 をもとに、ワークショップのまとめとして報告することとした。

ワークショップを通じて設定した基本コンセプトである「義農公園を育てる5つのヒント」と、本業務における設計案との対応関係は次の通りである。



こどもの遊びは、成長のための大切な時間です。こどもの「できた」をおとなが見守り、ときに声をかけながら、ともに学び、挑戦を支える場所でありたいと考えます。自由でありつつ、周囲にも配慮する「責任ある自由」を、みんなで支えていく公園を目指します。



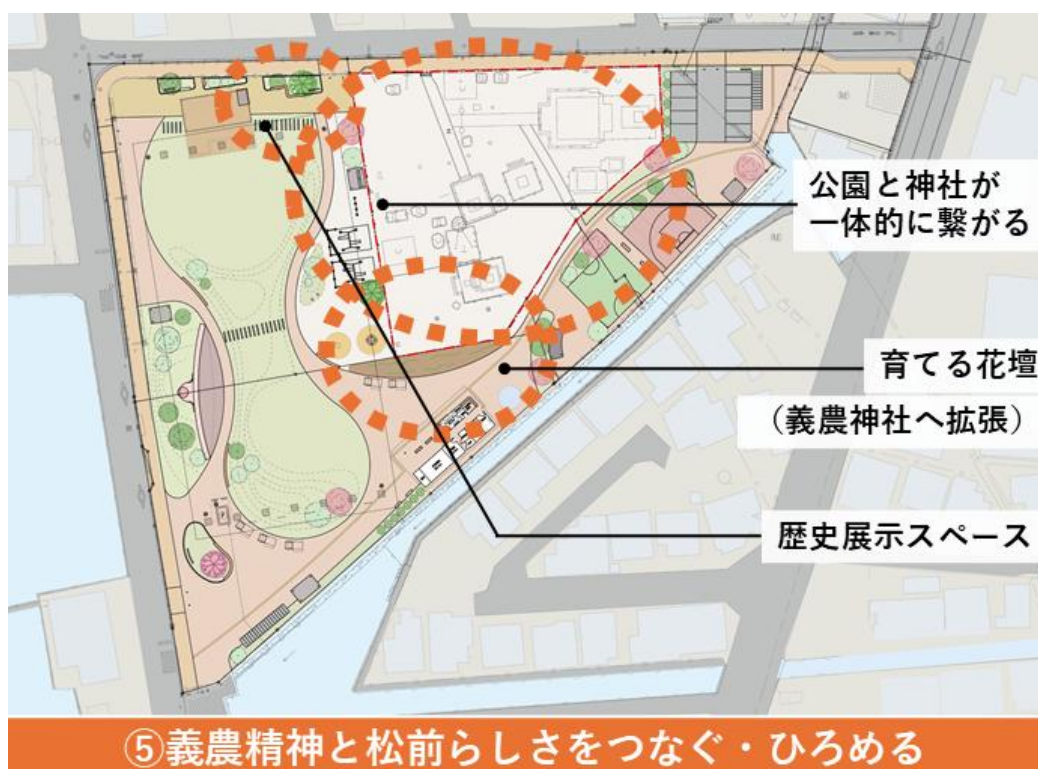
散歩を楽しむ人がいる一方で、思いきり体を動かす人がいる時間もあります。使う時間や場所をゆずり合いながら、それぞれのペースで体を動かせる公園でありたいと考えます。自然なすみわけ、思いやりで共存できる使い方を目指します。



義農公園は、ただただいられる、ふだんの暮らしの延長の「いつもの居場所」でありたいと考えます。使い方を決めすぎず、人それぞれの関わり方を受けとめる“余白”を残すことで、多様な過ごし方を育てていける公園を目指します。



人が集い、顔を合わせ、声を交わす時間は、楽しさだけでなく、地域のつながりを育てていきます。そうした関係性は、いざという時に助け合える力にもなります。義農公園が、人の流れと記憶が重なり合う松前の「シンボル」として育っていくことを目指します。



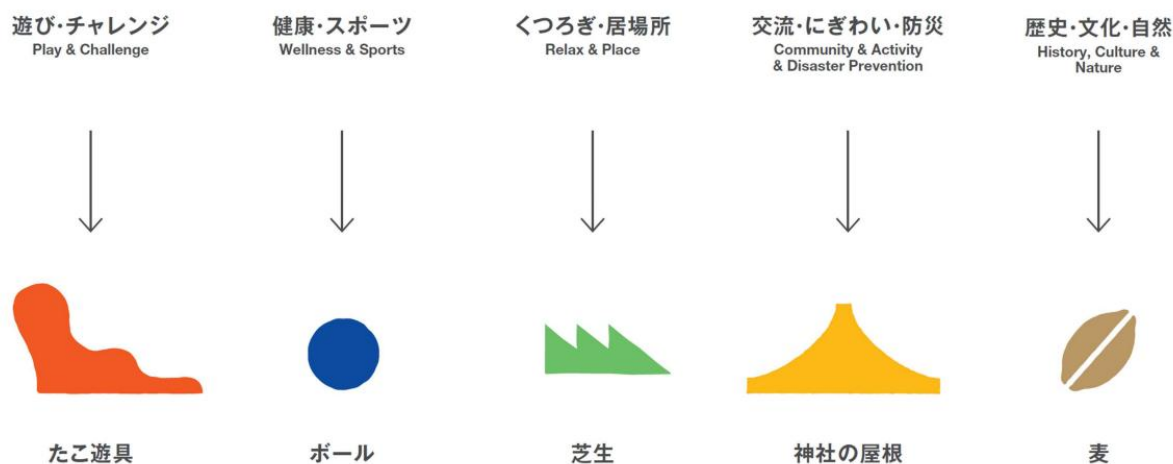
義農精神に込められた「利他」の心や、義農神社、桜や松のある風景。
義農公園には、松前ならではの文化と物語があります。それらを学びながら残し、
今の時代に合ったかたちで、新しい物語へとつながっていく場所を目指します。

4.4 ロゴデザインの検討

4.4.1 ロゴデザインの考え方

「義農公園を育てる5つのヒント」を踏まえて、義農公園のロゴマークを検討した。ロゴマークのコンセプトは以下の通りである。

- ・ワークショップで生まれた5つの軸から、抽象モチーフを制作
- ・モチーフを組み合わせて一つのロゴに（多様性の同居）
- ・「ごちゃまぜの楽しさ」+円（輪）で“めぐる”を表現
- ・「恵み、めぐる」は親しまれてきた言葉／いまあるものを活かす“ストック活用”
- ・モチーフは分解・反復でき、パターン展開できる“育つデザイン”を想定



4.4.2 ロゴデザイン

ロゴマークは縦長・横長のプロポーションに対応できるように、下記の通り2つのパターンを作成した。



5. 施設構成の検討

5.1 施設構成の基本的な考え方

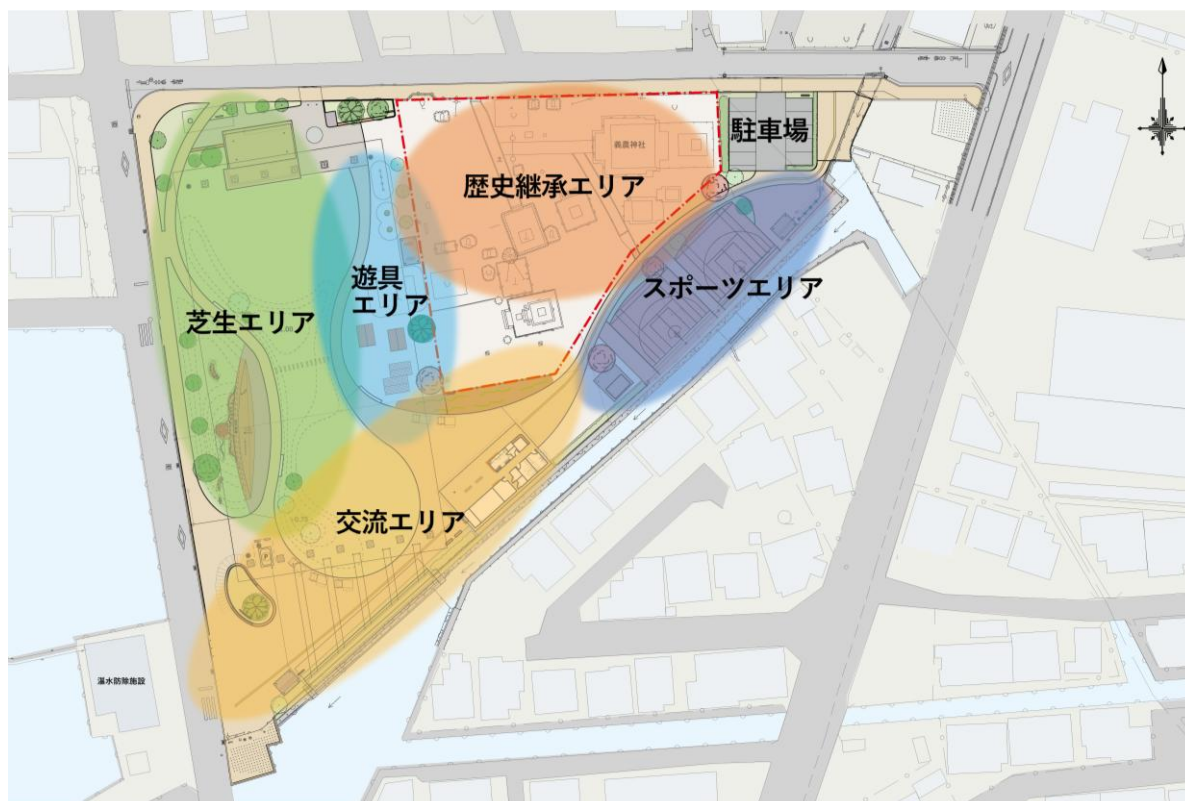
前章で整理したとおり、ワークショップを通じて「義農公園を育てる5つのヒント」を定め、それを踏まえて複数案の比較検討を行い、基本計画案を作成した。

本計画では、義農公園が持つ歴史性や地域資源を継承しながら、多世代が日常的に利用し、交流できる公園を目指す。また、平常時の憩いや遊び、学びの場としての機能に加え、イベント開催や災害時にも柔軟に活用できるフェーズフリーな公園として、施設構成および空間計画を検討した。以下に、その設計意図を示す。

5.2 空間構成、景観、意匠等に関する検討

5.2.1 空間構成の考え方

公園の空間構成は、芝生、遊具、交流、スポーツ、歴史継承の5つのエリアと駐車場によって構成する。各エリアは分節しながらも、植栽や園路、建築施設によって緩やかにつながぐことで、活動が自然にしみ合う一体的な公園空間の形成を目指す。また、賑わいのある活動空間と落ち着いて過ごせる滞留空間を適切に配置し、日常利用からイベント、防災利用まで、多様な使われ方に柔軟に対応できる計画とする。各エリアの考え方は以下の通りである。



（１）芝生エリア

高低差約 1.25m の起伏ある芝生地を中心に構成したエリアである。雨水貯留施設上部では、土被りの制約により高木の植栽が難しいため、高木を配置する箇所には盛土を行い、地形と植栽による緑陰が自然な滞留空間となるよう計画した。

また、芝生エリアは大屋根棟と一体となり、イベント時には主要な活動空間として機能する。日常時には、現代版にリメイクしたタコのすべり台とともに、子どもたちが駆け回って遊ぶ場となるほか、ヨガ体験など、多様で柔軟な活用が可能な空間とする。

さらに、西側の義農通り沿いには歩道空間と街路樹を整備し、公園利用者だけでなく沿道利用者にとっても快適な歩行空間を形成することで、通り全体の景観向上を図る計画である。

（２）遊具エリア

遊具エリアは、子どもたちが多様な遊びを通じて成長できる空間として計画した。ワークショップで要望の多かったブランコや鉄棒を配置するほか、松前町らしい特色を表現する遊具として、はんぎり競漕を疑似体験できるオリジナル遊具を導入する。

さらに、遊び方を限定しない築山遊具やアスレチック遊具を設けることで、子ども自身が遊び方を発見し、創造性を育む空間とする。また、フォリーを設置し、大人が見守りやすい環境を整えることで、安全性と快適性に配慮した計画とする。

（３）交流エリア

交流・体験学習棟を中心とした、人々の交流や学びを支えるエリアである。町民園芸スペースを設け、町民や管理運営者が主体的に育て、関わり続けることで、時間とともに成長していく場として計画した。町民園芸スペースは、既に町内で活動している団体との連携による活用が想定される。また、交流・体験学習棟の管理運営体制については、今後検討を進めるものとする。

さらに、本エリアは発災時の支援拠点としての役割も担い、交流・体験学習棟内のチャレンジキッチンと隣接するかまどベンチを活用し、炊き出しなどの生活支援活動に対応できる計画とする。

（４）スポーツエリア

ゆっくり過ごす人も、体を動かす人もゆるく共存できる空間として計画した。ワークショップで要望の多かった 3on3 やテニスの壁打ちスペースを河川沿いに配置し、気軽にスポーツを楽しめる環境を整える。なお、スポーツエリアと散策路の間には柵を設けず、植栽によって緩やかに境界を形成することで、互いに配慮しながら利用する計画である。

散歩コースは、芝生外周で約 200m、公園外周で約 400m である。距離表示を設けて運動を促進する工夫に加えて、散策路沿いにフォリーなどの建築物を配置し、休憩しながら快適に散策できる環境を整える。

（５）歴史継承エリア

本業務では義農神社は整備範囲外となるが、柵等の境界はなく連続する空間となる。そのため、そのエッジには、交流エリアから滲みだす園芸エリアや、遊具エリアのフォリーや植栽帯のある憩いの場、大屋根棟東側の植栽柵付近には義農神社を紹介する看板も設ける計画であり、義農神社が背景にあることに敬意を持った計画とした。

（６）駐車場

駐車場は、公園北東角に 10 台分を配置する計画とした。ワークショップでは駐車台数の増加を求める意見も挙がったが、イベント時にはスポーツエリアを臨時駐車場として活用できるよう配慮している。

また、松前町が義農通りを中心とした「歩いて楽しいまちづくり」を推進していることを踏まえ、公園内の駐車台数を必要最小限に抑えるとともに、周辺駐車場の利用を促すことで、公園周辺を含めた回遊性の向上を図る計画とした。

5.3 園路、舗装、植栽等の検討



(1) 動線の整理

歩行者動線については、安全性と利便性の両立を踏まえて計画した。西側道路は比較的交通量が多く、広場の配置計画上も飛び出しの懸念があることから、横断防止柵を設け、車道側からの進入位置を限定する計画とした。一方、北側道路は大屋根棟や駐車場が接しており、飛び出しのリスクが比較的低いと想定されるため、横断防止柵は設けず、どこからでもアクセス可能な計画としている。視覚障害者誘導用ブロックは、北東角および南西角の入口から交流・体験学習棟へ至る主要動線上に設置し、バリアフリーに配慮した計画とした。

車両動線については、工事費および維持管理コストを考慮し、車両対応舗装の範囲を必要最小限に抑えるとともに、車両進入口を3か所に限定する計画とした。

(2) 舗装材の検討

舗装材については、利用目的や求められる性能に応じて適切に使い分ける計画とした。散策路および公園内の車両対応部にはコンクリートブロック舗装、駐車場にはアスファルト舗装、スポーツエリアにはアスファルト舗装に塗装仕上げを施した舗装を採用する。また、遊具エリアおよび園芸スペースには土系舗装を用い、タコのすべり台周辺の安全領域には転倒時の安全性に配慮してゴムチップ舗装を採用する。

舗装面積の大部分を占めるコンクリートブロック舗装については、当初、曲線部の施工性を考慮して洗い出しコンクリート舗装を想定していたが、工事費および施工期間に優れるコンクリートブロック舗装を採用した。コンクリートブロックは、水溜りの防止に効果的な透水性舗装を見込む計画とした。

（３）植栽の整理

植栽計画では、公園の景観形成と居心地の良い空間づくりを目的として、3本のシンボル樹木を配置するとともに、義農神社や従前の公園に見られた桜を園内に点在させる計画とした。シンボル樹木については、従前の義農公園に植えられていたクスノキを想定しているが、他の高木・中木も含め、今後の実施設計段階で総合的に選定する。

また、初期コストに配慮し、園芸スペースについては客土のみを整備対象とする計画とした。竣工後に町民の協力を得ながら実施することを想定しており、公園を育てていく仕組みづくりにもつなげていく。



桜が植えられていた従前の義農公園

5.4 照明計画の検討

(1) 照明計画の考え方

夜間利用における照明計画については、ワークショップでの意見交換を踏まえ、積極的に夜間利用を促進することを目的とするのではなく、暗がりとなる場所をできる限りなくし、安全・安心を確保するための照明計画とした。また、照明器具そのものが過度に目立たないように配慮しながら、床面を中心に必要な明るさを確保することで、落ち着いた夜の夜間景観を形成する計画としている。

ベースとなる照明はポールスポットライトによって確保し、歩道や芝生周辺には背の低い照明を配置することで、歩行時の安全性と空間の連続性を確保する。また、ベンチ下や植栽周辺には演出照明を配置し、夜間においても公園の魅力や居心地の良さを感じられる空間を創出する。

照度計画については、JIS に定める基準および警察庁の「安全・安心まちづくり推進要綱」を踏まえ、平均照度を以下のとおり設定する。

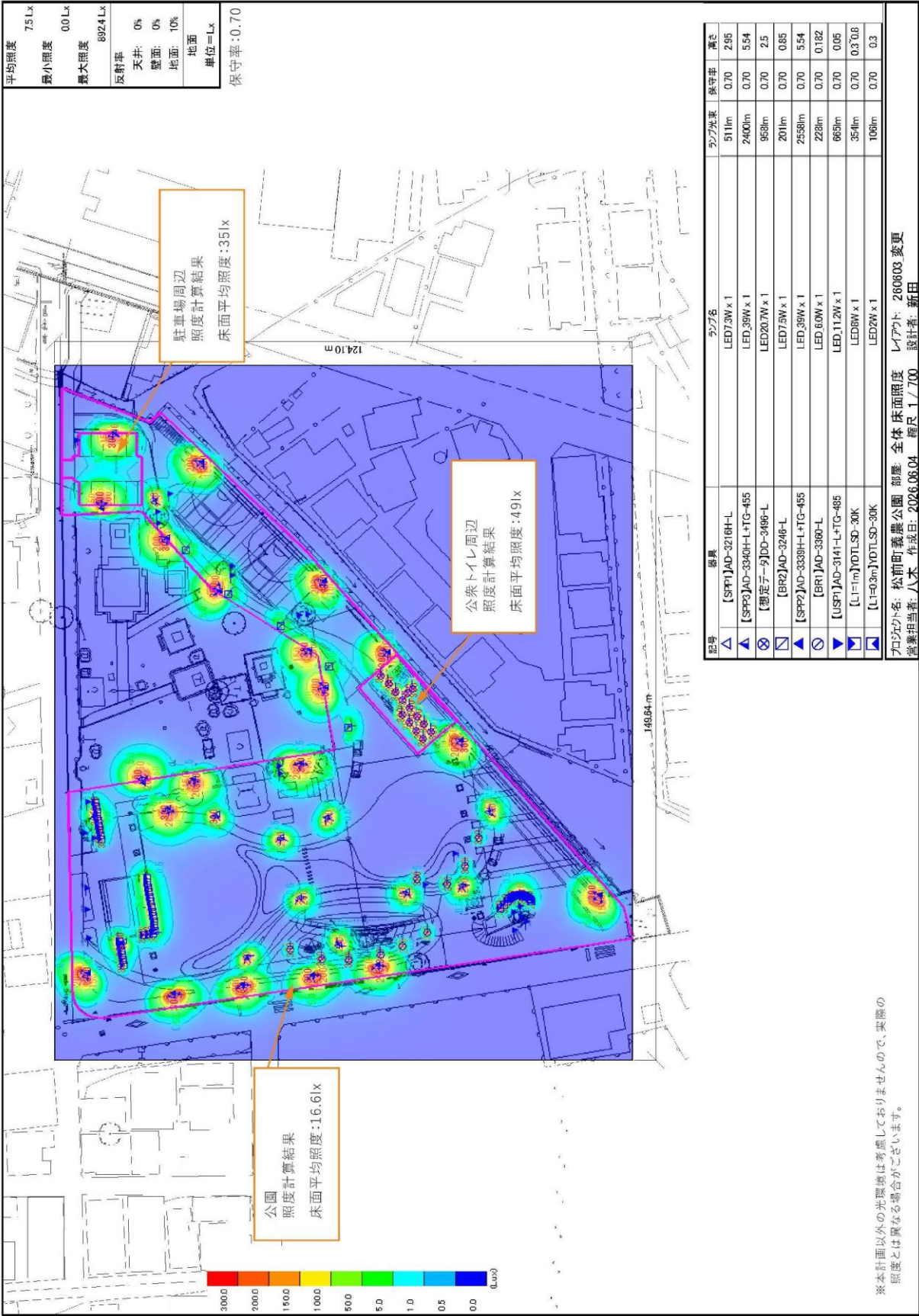
- ・公園内：3 lx 以上
- ・公衆トイレ周辺：50 lx 以上
- ・駐車場・駐輪場：3 lx 以上



照明イメージ

(2) 照度計算

照度計算を行った結果、上記に整理した平均照度を上回る数値となった。その検討内容を次頁に示す。



照度計算結果

5.5 遊戯施設の検討

遊戯施設については、ブランコや鉄棒などの既製遊具に加え、築山遊具、山型アスレチック遊具、はんぎり競漕遊具など、松前町らしい特色を持つ遊具を計画した。また、地域の記憶を継承する遊具として、現代版にリメイクしたタコのすべり台を検討した。以下に、オリジナル遊具およびタコのすべり台の検討内容を示す。

5.5.1 オリジナル遊具

(1) はんぎり競漕遊具

ワークショップでの意見を踏まえ、松前町の夏の風物詩であるはんぎり競漕を疑似体験できる遊具を計画した。スプリング遊具を応用し、桶状の遊具を設置することで、内部に入って身体を動かしながら遊べる構成を想定している。地域文化を遊びの中で体験し、親しめる遊具である。



はんぎり競漕遊具のイメージ

(2) アスレチック遊具

アスレチック遊具は、築山遊具と一体的に配置し、タコの足が芝生広場の反対側まで伸びているような風景を創出することを意図して計画した。遊具の構成は、フレームとネットを組み合わせた事例を参考とし、登る、渡る、ぶら下がるなど、多様な身体活動を促すものとする。

(3) 築山遊具

築山遊具については、遊び方を限定しない遊具として、「のぼる」と「くぐる」を基本とした構成を計画した。登る、覗き込む、隠れ家のように使うなど、子どもたちが自由な発想で多様な遊び方を見つけられる空間とすることで、「義農公園を育てる5つのヒント」における「松前っ子が育つ」の実現を目指す。

なお、基本設計段階では、安全性や詳細な寸法、仕様に関する検討は十分に行えていないため、今後の実施設計において詳細を検討するものとする。



築山遊具のイメージ<のぼる>

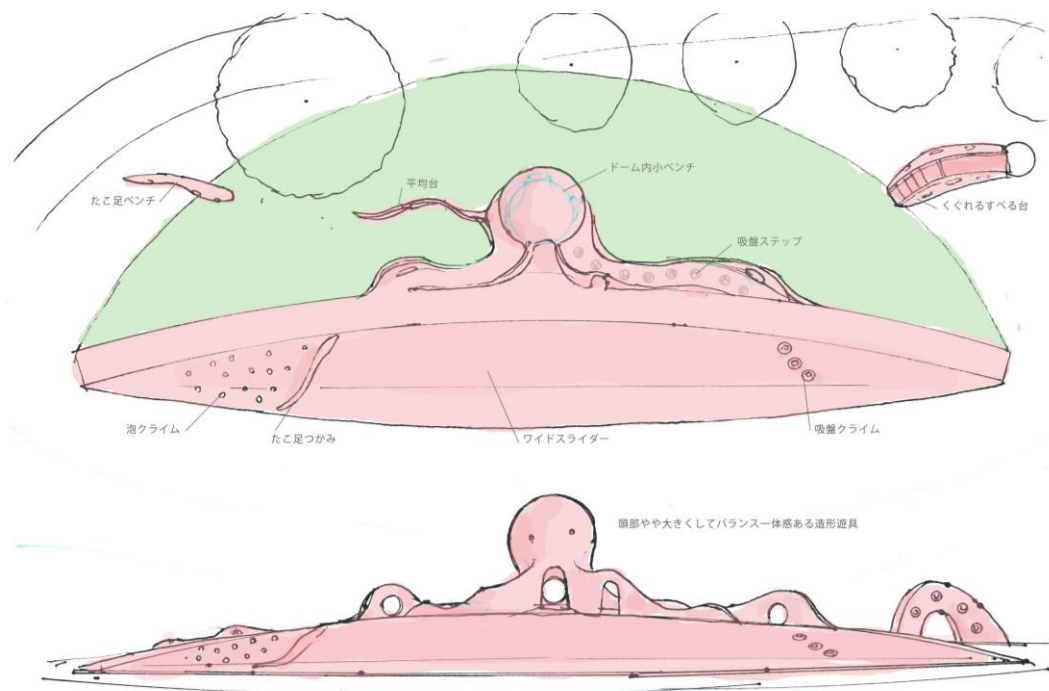


築山遊具のイメージ<くぐる>

5.5.2 タコのすべり台

タコのすべり台は、地域の記憶に残る既存遊具を現代的に再解釈したものであり、広いスライダー形状のすべり面を基本に、その上部にタコの頭部を組み合わせた計画としている。

ワークショップで共有された、「タコの頭の中でお菓子を食べた」といった思い出をもとに、単なるすべり台としてだけでなく、内部で過ごす隠れ家的な居場所としても機能することも想定している。また、広いすべり面には高低差の異なる部分が生まれ、小さな子どもから年齢の高い子どもまで、多様な世代がそれぞれの楽しみ方で利用できる遊具として計画した。



タコのすべり台の平面図、立面図



タコのすべり台のイメージ

5.6 管理施設の検討

5.6.1 管理施設の考え方

管理施設については、公園利用者の安全性を確保するため、必要な設置範囲を整理したうえで計画した。製品選定にあたっては、工事費や維持管理性に配慮するとともに、公園景観を阻害しない、主張を抑えたシンプルなデザインを基本方針とした。以下に、その検討内容を示す。

(1) 横断防止柵・転落防止柵

横断防止柵は、西側車道沿いに公園利用者の飛び出し防止を目的として設置する計画とした。転落防止柵については、南西側の河川に張り出した箇所に設置し、安全性の確保を図る。

製品については、歩道空間での採用実績を有し、耐候性に優れるとともに、周辺景観になじむシンプルな形状のものを選定した。

(2) 防球ネット

防球ネットは、スポーツエリアの壁打ちボード河川側に設置し、隣地へのボールの飛び出し防止に配慮した計画とした。高さについては、安全性を考慮し、5mを基準として設定している。

また、ボールが接触した際の騒音が近隣環境へ与える影響に配慮し、金網ではなくネットタイプを採用する計画とした。

(3) フェンス

フェンスの設置範囲は、転落防止柵・防球ネットを設置した範囲を除く河川際の全てとした。

フェンス前面は基本的に植栽帯となるため、植栽が絡みやすく、緑化によって圧迫感を軽減できる製品を選定した。また、一部には植栽がなく、利用者が直接触れる箇所もあることから、同デザインでP種の設計荷重基準に準拠した仕様のある製品を選定した。

5.7 サービス施設の検討

5.7.1 サービス施設の考え方

サービス施設は、公園利用の利便性を高めるだけでなく、公園全体の印象や居心地を形成する重要な要素である。そのため、機能性や維持管理性に配慮しつつ、景観と調和するオリジナル製品を基本として検討した。

(1) 製作ベンチ

製作ベンチは、木製座面ベンチと人造石研ぎ出し仕上げベンチの2種類を計画した。

木製座面ベンチは大屋根棟付近に配置し、大屋根棟と一体となって木の温もりを感じられる柔らかな空間を形成する計画とした。また、座面下にはテーブルライトを組み込み、夜間には演出照明として足元を照らすことで、安全性と景観性の向上を図る。

人造石研ぎ出し仕上げベンチは、タコのすべり台と同系統の素材を用いることで、遊具エリアとの意匠的な調和を図る計画とした。

（２）かまどベンチ

かまどベンチは、平常時には休憩施設として利用し、有事の際には交流・体験学習棟と連携した炊き出し設備として活用することを想定している。

そのため、災害時における物資搬入や運搬のしやすさに配慮し、車両対応舗装範囲内である交流・体験学習棟の隣接地に配置する計画とした。

（３）植栽樹

植栽樹は、単に植栽を配置する設備としてではなく、人の滞留や活動を促す複合的な機能を持たせる計画とした。

植栽樹 A は倉庫やベンチと一体的に計画し、植栽樹 B は駐輪場やベンチを組み込んだ構成としている。これにより、人が自然と植栽の近くに滞在する環境をつくり、日々手入れされた植栽が多くの利用者の目に触れる機会を増やすことで、公園を育てる意識の醸成につなげる。

（４）サイン

サインは、公園全体の案内を示す案内サインと、防災関係情報（雨水貯留施設や避難所・指定緊急避難場所への案内など）、義農作兵衛に関する情報、駐車場の情報などを紹介する機能サインの２種類を計画した。

案内サインは、公園内の視線や景観を妨げないよう、軽やかで透過性のあるメッシュサインを採用する計画とした。一方、各種情報を伝える機能サインについては、ステンレス板を加工したシンプルなデザインとし、盤面の視認性や情報の読みやすさに配慮した計画とした。



メッシュサインのイメージ

5.8 造成及び給排水等インフラに関する検討

5.8.1 造成について

敷地高さの設定については、雨水貯留施設計画において、ゲリラ豪雨時の道路冠水を概ね20cm未満に抑制することを前提としている。そのため、公園敷地が道路からの流入水によって冠水しないよう、基本的には周辺道路より約20cm高い地盤高を確保することを想定する。

本業務では造成計画までは行っていないため、実施設計段階において、排水計画と整合を図りながら地盤高さや勾配を決定する必要がある。なお、芝生広場については、景観形成および滞留空間の創出を目的として、約1.25mの起伏を設ける盛土計画としている

※地盤高さについては、周辺との整合性を含めて実施設計段階で検討する。

5.8.2 給水について

給水設備は、交流・体験学習棟での使用に加え、公園内の植栽管理や清掃に必要な散水設備への給水、水遊びスペースへの給水を想定している。交流・体験学習棟では、手洗い、トイレ、チャレンジキッチンなどで日常的な給水が必要となるほか、イベント時は一時的に使用量が増加することも想定される。

また、公園内では植栽帯や園芸スペースへの散水、清掃時の洗浄用として屋外給水栓の設置が想定されるが、本業務では具体的な設置位置や配管ルートの検討までは行っていない。そのため、実施設計において、維持管理動線や使い勝手を踏まえた配置計画を行う必要がある。

水道本管は公園北側および西側道路に埋設されているため、将来的な施工性や引込距離、既存インフラとの接続条件を踏まえ、いずれかの系統から引き込む計画とする。

5.8.3 排水について

雨水排水計画は、雨水を速やかに集水し、公園内に滞水を生じさせないことが重要である。特に本公園では、大きな芝生広場があるため、地下埋設配管と路面排水の組み合わせが重要と考えられる。本業務では雨水排水経路の概略位置を整理しているが、造成計画が未確定であるため、詳細な勾配や集水ポイントについては、今後の設計に応じて調整が必要である。

雨水排水施設としては、芝生広場および散策路沿いの境界に皿形側溝を配置する計画としている。皿形側溝は、一般的なU字側溝と比較して段差や開口部が少なく、景観性に優れるとともに、車いすやベビーカーでも通行しやすいという利点がある排水方式として採用した。

5.8.4 電気について

電気設備については、公園全体の照明設備、交流・体験学習棟内の照明・空調・厨房機器・コンセント設備などを対象として検討した。

現時点で想定される電力負荷は、屋外照明で約3.65kVA、屋内照明で約0.7kVAであり、さらに交流・体験学習棟の厨房設備や一般電源負荷を加味した場合でも、全体の契約電力は概ね50kW以内に収まる想定である。このため、高圧受電設備は設置せず、低圧受電方式を採用する計画とした。低圧引込とすることで、初期コストや維持管理負担を抑えつつ、必要な電力を各施設へ供給できる構成としている。

実施設計では、引込位置、分電盤配置、将来的な電力増加への余裕度なども含めて、詳細な設備計画を検討する必要がある。

5.9 防災機能の検討

5.9.1 防災機能の考え方

義農公園は、避難機能（指定避難所・滞留拠点としての機能）ではなく、日常的な公園利用を基本としながら、発災時には中長期的な受援、炊き出し、物資配布等の支援活動へ円滑に機能転換できるフェーズフリーな空間として計画した。

防災設備としては、交流・体験学習棟に隣接してかまどベンチを配置するとともに、スポーツエリア東側にはマンホールトイレを設置する計画としている。また、交流・体験学習棟内のチャレンジキッチンには、平常時には地域交流や体験活動を支える機能を担い、有事には炊き出し拠点として活用できる計画とした。

交流・体験学習棟の構造体はⅡ類相当を目標とし、大地震後においても構造体の大規模な補修を行うことなく継続使用できる性能を確保することで、人命の安全確保に加え、災害時に必要となる支援機能の維持を図る計画としている。

また、公園中央の大きな芝生広場は、平常時には遊びやイベントを支える賑わいの場である一方、災害時には予測困難な事態に柔軟に対応できる「余白」として機能する。浸水収束後の支援活動、一時的な待機、仮設資材の集積など、多様な用途を受け止める空間として位置付けている。

さらに、公園内の車両対応舗装は、給水車や支援物資を運搬するトレーラーの進入を想定して計画しており、それにより平常時にはキッチンカーの利用も可能とし、防災インフラを日常的な賑わいの創出にも活用できる計画としている。

6. 敷地内建築物等の検討

6.1 建築物の基本的な考え方

義農公園は、昭和 33 年に整備された町内初の都市計画公園であり、義農作兵衛を祀る義農神社に隣接する公園として、タコのすべり台やプール、地域の祭りなどを通じて、多くの町民に親しまれてきた。

本業務では、「過去から未来をつくる」をコンセプトに、アンケートやワークショップを通じて町民の意見を収集し、新しい義農公園のあり方を検討した。

公園における建築施設は、平常時には休息や交流促進、体験学習を支える場として機能し、非日常時にはイベントの舞台となるほか、災害時には中・長期フェーズにおける受援・生活支援の拠点としての役割を担うものである。

このように、平時の利用価値を高めながら、災害時にも無理なく活用できるフェーズフリーな施設を目指し、ワークショップで整理された「義農公園を育てる 5 つのヒント」を踏まえて建築施設の検討を行った。以下に、その検討内容を示す。

6.2 導入機能の検討

以下の機能を義農公園に導入する。

(1) 交流・体験学習棟

体験学習室：公園内での交流および体験学習を支える室として、会議やワークショップ、展示などフレキシブルな利用が可能な設えとして、公園と一体的な利用が可能な計画とする。

学習支援室：交流・体験学習を支えるため、公園内の管理および貸出等を担う管理者の拠点として計画する。

便所、授乳室：都市公園として必要な便所を同施設に集約することで、管理者の視線が近くなり安全性が向上するとともに、独立して建築することに比べてコスト削減に寄与する。また、子育て世代の来訪も考慮して授乳室を配置する計画とする。

給湯室：学習支援室および体験学習室利用者の使用を想定して、廊下よりアクセス可能な計画とする。本計画ではコンロ等の熱源は設けないミニキッチンを設置を想定する。

チャレンジキッチン：民間事業者への貸出を想定した、食品販売が可能な計画とする。また、災害時には炊き出し拠点として機能することを想定する。

えんがわ：大きな屋根下空間となるえんがわは、平常時には公園利用者の休憩拠点となり、災害時には炊き出し、物資配布、給水対応等の活動拠点として活用できる空間となる。

（２）大屋根棟

義農公園で義農祭が行われていた頃に舞台が設置されていた場所に近く、地下埋設された雨水貯留施設を避けることが可能な位置である北側に寄せた配置とする。

日常的には日除けのある滞留空間となり、イベント時には舞台となり賑わいを創出する空間とする。また、災害時には交流・体験学習棟と合わせて物資配布、給水対応等の活動拠点として活用できる空間とする。

（３）フォリー1.2.3

遊具エリアおよび公園の入口付近に配置し、公園利用者の休憩に寄与する施設とする。

ベンチにはコンセントを設ける計画として、イベント時や発災時の活動を支える場とすることを想定する。

（４）倉庫1

スポーツエリア及び園芸エリア付近に設置する。ボールやネット等のスポーツ用品の貸出備品の収納や、園芸用品を収納することを想定する。

（５）倉庫2

大屋根付近に設置し、イベント時に用いる備品や公園内の清掃道具等を収納することを想定する。

6.3 建築デザインの考え方

(1) 基本的な考え方

義農公園の再整備にあたっては、地域文化に根ざした価値を継承するとともに、多くの人々が居心地よく過ごせる場の創出を重視する。そのため、地域の歴史や風土と丁寧に向き合いながら、地域住民が主体的に関わることでできる拠点づくりを目指す。

また、公園敷地は従前の約2倍以上に拡張され、導入機能も増加することで、多様な機能が公園全体に点在する計画である。こうした中で、隣接する義農神社のみならず、周辺に残る古い住宅や地域に根付いた街並みを含めた景観との調和を図り、公園全体として一体感のある空間を形成することが重要である。さらに、義農作兵衛像を祀り、義農祭をこの地で継承していくことは、松前町にとって重要な意味を持つと考えられる。

このため、建築物ごとに異なるデザインを行うのではなく、義農神社の持つ空間的・意匠的な特徴を現代的に再解釈し、公園全体に統一感のある景観を形成することを建築デザインの基本方針とする。

また、建築構造には木材を積極的に活用し、木の温もりや親しみやすさを空間に取り込むとともに、地域の施工者が無理なく加工・施工可能な、合理的かつ実現性の高い構造形式を採用する。過去の建築文化や地域景観から学び、その価値を現代の技術や使われ方に適応させながら未来へ継承していくことで、本計画のコンセプトである「過去から未来をつくる」を体現する建築を目指す。

以下に、各施設における建築デザインの考え方を示す。



（２） 交流・体験学習棟

交流・体験学習棟は、大きな屋根の下に広がる「えんがわ」を中心に、体験学習室やチャレンジキッチンを配置した構成とする。各諸室は公園との一体的な利用を想定しており、内外を円滑に行き来できる開放的な空間となるよう、屋根架構を工夫し、えんがわを支える柱を最小限の１本に抑える計画である。

屋根形状は、義農神社の屋根に見られる反りの意匠を取り入れつつ、ロングスパンに合理的に対応できる切妻屋根を採用する。

仕上げ材料は、屋根を金属葺き、天井を木質仕上げとし、壁面は周辺住宅との景観的な調和に配慮した塗装仕上げとする。なお、屋根材および外壁材は、維持管理性に配慮し、一般的に20～30年程度の耐用年数を有する製品を選定する。



外観イメージ：公園の舗装材が建物内にも続く、内外を一体的に利用可能な設え



えんがわイメージ：木質を感じられ、町民が関わることで賑わいを演出できる屋根架構

（３） 大屋根棟

大屋根棟は、約 80 ㎡の大きな屋根を有する建築であり、日常時には屋根下の快適な滞留空間として機能するとともに、義農祭をはじめとするイベント時には、芝生広場と一体となった舞台空間として活用される。そのため、梁や柱が視線を遮らない、見通しの良い大スパン空間を計画する。

また、本施設は芝生広場側に開かれるだけでなく、東側には義農神社を望み、北西側には住宅街が広がるなど、四周からの景観や多方向からの利用が想定される立地にある。このことから、全方向に深い軒を設けることのできる、寄棟形式の反り屋根を採用する。

構造には木材を積極的に活用し、地域のプレカット工場でも加工可能な小径木材を重ね合わせた連続トラス梁によって、大スパン空間を合理的に実現する。地域での施工が可能な構法とすることで、施工期間短縮や経済性に配慮するとともに、木の温もりを感じられる空間を創出する。

こうした建築は、義農精神や地域の記憶を継承するとともに、松前町の新たなシンボルとなることを目指す。



かつて義農公園で実施されていた頃の義農祭のステージ



外観イメージ：義農祭の開催イメージ



大屋根の見上げイメージ

（４） フォリー

フォリーは、義農神社に見られる大唐破風の特徴を参照し、進入方向に対して高さのある開放的なデザインとすることで、来園者を自然に迎え入れる、入りやすい印象を創出する。

天井は、構造材と仕上げ材を兼ねる合理的な構成とすることで、コストを抑えつつ、木材の架構が見える、人の手による営みや温もりを感じられる空間とする。

仕上げ材料は、屋根を金属葺きとし、柱には雨がかりによる腐食や耐久性に配慮して鉄骨材を採用する。これにより、意匠性と維持管理性を両立した、象徴的な建築を目指す。



義農神社の大唐破風



スポーツエリア付近のフォリー



遊具エリア付近のフォリー

(5) 倉庫 1

倉庫 1 は、ボールやネット等のスポーツ用品の貸出備品の収納や、園芸用品を収納することを想定する。また、倉庫の手前には滞留可能な軒下空間を設けることで、スポーツ用品の片付けや園芸用品の清掃等を行うスペースとする。仕上がり材料は、屋根を金属葺き、壁面は他の施設と同じく塗装仕上げとし維持管理に配慮して製品選定を行う。

(6) 倉庫 2

倉庫 2 については、イベント時に用いる備品や公園内の清掃道具等を収納することを想定している建築施設であるため、存在感を抑えて植栽樹と一体となったデザインとする。

仕上がり材料は、屋根を金属葺き、壁面は他の施設と同じく塗装仕上げとし維持管理に配慮して製品選定を行う。

6.4 法令・申請協議事項の整理

建築計画にあたって、関連する基本的な法規について以下に整理する。

6.4.1 建築概要（共通）

名称	義農公園
地名地番	愛媛県伊予郡松前町大字筒井(義農公園内)
都市計画区域/準都市計画区域の内外の別	都市計画区域内
防火地域	指定なし
その他の区域、地域、地区、街区	都市計画公園
高さ制限	制限なし
用途地域	第一種住居地域
許容容積率	200%
許容建ぺい率	60%
日影規制	10m を越える場合は規制対象となる ※本業務における建築物は全て 10m 以下である。
道路	町道西 65 号線、町道西 67 号線
敷地面積	7293.868 m ²
建築面積	246.649 m ²
延床面積	217.569 m ²
用途(基準法)	(交流・体験学習棟)、(大屋根)公会堂又は集会場、(フォリー)公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋、(倉庫)倉庫業を営まない倉庫【法別表1(い)欄(4)】
階数	1 階
構造種別	木造(一部鉄骨造)

6.4.2 建築基準法・同施行令（共通）

項目		法文	適用基準	設計内容
用途		法第2条 第2号	特殊建築物	(交流・体験学習棟)・(大屋根)公会堂又は集会場、(フォリー)公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋、(倉庫)倉庫業を営まない倉庫
構造制限	構造計算	法20条	・木造で階数3以上又は延床面積500㎡を超える ・木造以外で階数2以上または延床面積200㎡を超える ・大臣認定プログラムを使用 ・ルート2以上の構造計算	いずれも該当しないため、構造適合判定が不要
	無窓居室	法35条の3 令111条	採光上、又は避難上有効な開口部が確保できていない場合 その居室を区画する主要構造部を耐火構造、又は不燃材料で造ること	交流・体験学習棟の授乳室が無窓であるため、居室に該当するかどうか要協議。
内装制限		令129条	・公会堂又は集会場の用途で、その他の建築物として客席の床面積の合計が100㎡以上のもの ・火気使用室	交流・体験学習棟は、体験学習棟およびえんがわ部の床面積を合算しても100㎡に満たないため不要。 ただし、チャレンジキッチンが火気使用室に該当
道路・敷地	接道義務	法43条	建築物の敷地は、道路に二メートル以上接しなければならない。	用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地として整理し、敷地範囲は都市公園の区域全体とする。
	敷地	令1条	一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。	

6.4.3 その他適用法規等

- ・消防法
- ・都市公園法
- ・愛媛県建築基準法施行条例
- ・愛媛県人にやさしいまちづくり条例
- ・建築物省エネ法
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

6.4.4 都市公園法上の分類

各棟の都市公園法上の分類については、愛媛県都市整備課と協議を行い、別紙の協議記録の見解のもと、以下の通りに整理した。

敷地面積

①	養農公園	3014.564
②	神社	2411.397
③	松前保育所	2850.571
④	プール	340.893
⑤	老人憩の家	698.83
⑥	雨水貯留施設増加	389.01
	合計（神社除く）	7293.868

現公園台帳（町管理）面積	3354.00	①＋④
再整備範囲	7293.868	①③④⑤⑥

建物面積

特例種別

大屋根 フォーリー	大屋根 屋根	屋根付き広場	45.8	3号
1	1	休養施設	3.0	1号
2	2	休養施設	2.0	1号
3	3	休養施設	2.0	1号
倉庫	1	管理施設	18.0	なし
	2	管理施設	5.6	なし
交流施設	全体	教養施設	151.0	1号

合計	全体 特例対象 一般（特例非対象）	建蔽率		
		全体	227.4	全体
		1号 3号	158.0 45.8	1号 3号
		一般（特例非対象）	23.6	一般部分

一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合

三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

6.4.5 敷地の設定

建築基準法上の敷地設定についても、愛媛県都市整備課と協議を行い、公園内に建築物が点在する計画であっても、用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地として整理できるのであれば、建築基準法上の敷地として扱うことに支障はないとの見解が示されたことから、松前町との協議を経て、今後の申請・説明の明確性を確保する観点から、都市公園の区域全体を建築基準法上の申請敷地として整理することとした。

6.5 木材利用

本建築は、義農公園の建築デザインの基本方針である「過去から未来をつくる」を具現化する重要な要素として位置づけている。景観面においては、隣接する義農神社や周辺に残る木造建築、地域の街並みとの調和を図るうえで、木材が持つ柔らかな質感や温かみが重要な役割を果たす。また、環境面においても、木材は炭素を長期間固定化できる再生可能資源であり、建築物のライフサイクル全体で見た環境負荷の低減に寄与する。さらに、地域で流通する木材を活用し、地域施工者が対応可能な構造形式とすることで、輸送負荷の低減や地域産業との連携にも配慮している。

本計画では木材利用を促進する各種補助制度の活用も視野に入れており、事業性の向上にも配慮している。

木材利用範囲は下記の通りである。

交流・体験学習棟：屋根架構材（一部横架材を除く）および、露出柱を除く構造躯体

大屋根棟：柱と梁を除く屋根架構材

フォリー：屋根架構材

倉庫：露出柱を除く構造躯体

6.6 架構計画概要

（1）上部構造

本施設は、海岸近郊に位置する公園内に計画され、交流施設棟、大屋根、フォリーなどから成る。いずれも平屋の小規模な建物であるため、構造性能面、建物用途および経済性を鑑み木造を基本とする。また、切妻や寄棟形式のそり屋根が特徴的な建物であり、屋根下空間の性質にあわせて、3種類の屋根架構を計画する。

交流・体験学習棟：

耐力壁をバランスよく配置した木造軸組工法とする。テラス部分は、来園者が広々と使用できるように鉄骨部材を用いて柱を1本に集約する。屋外に露出することから鉄骨柱を採用することは耐久性の観点からも望ましい。

屋根は、切妻形状のそり屋根とする。小径の流通木材を用いたシザーストラス形状の梁が連続する合理的な構成とする。4m以下の直線材（一般流通材）を組み合わせて曲面屋根を形作り、間口スパン4.5m、庇2mにも対応できるため経済性にも優れる。

大屋根棟：

視認性を最大限確保するため、柱を集約し4本柱とし、耐力壁が不要な鉄骨純ラーメン構造を主構造とする。屋根は、寄棟形式のそり屋根とする。小径木材を用いた連続トラス梁を、中央のキール梁（集成材）で支持させる架構とする。キール梁に多くの荷重を預けるため、周辺の鉄骨梁は小断面で構成できる。その結果、大きな梁や柱が視線を遮ることのない見通しのよい大スパン空間が可能となる。

フォリー：

大屋根と同様に柱の数を最小限に限定する。耐久性の観点も踏まえ鉄骨柱梁を用いる。屋根は、切妻形状のそり屋根とする。4m程度の短スパンのため短材（製材）を屋根形状にあわせて敷き詰めたシンプルな屋根架構とする。

(2) 基礎構造

平屋木造の軽量建物であるため、直接基礎で支持可能である。一方、既往の地盤調査結果から大地震時に液状化を起こす可能性が高いことが明らかになっているため、不同沈下を抑制することを目的に地盤置換工法を併用する。交流施設は、配管やメンテナンスのためのピットを設ける。基礎については比較検討を行った。その内容を別紙に示す。

義農公園再整備関係 協議メモ

件 名 義農公園再整備に係る都市公園法・建築基準法関係の整理

日 時 令和8年4月8日（水）13：30～（愛媛県自治会館5階都市整備課）

相手方 愛媛県都市整備課、中予地方局建築指導課

対応者 松前町まちづくり課、設計受託者

1 都市公園法上の整理（都市整備課）

- ・大屋根については、都市公園法施行令第6条第1項第1号の休養施設としてではなく、同項第3号の高い開放性を有する建築物（屋根付広場）として整理する方向が適当との見解であった。都市公園法上の建蔽率特例は、公園施設の類型ごとに整理されており、屋根付広場は第3号関係で整理するのが適切である。
- ・フォリー（あずま屋）については、休養施設として整理して差し支えないとの見解であった。
- ・建蔽率特例の整理に当たっては、施行令第6条第1項第1号に係る施設と同項第3号に係る高い開放性を有する建築物を区分して扱う必要があるとの見解であった。なお、都市公園法上の建蔽率特例は、それぞれを単純に重複加算するものではなく、特例の根拠ごとに整理する必要がある。
- ・交流施設については、休養施設として解釈しようとする場合には、休養に利用される多目的室のみが休養施設に該当し、その他の便所や倉庫等は便益施設として考えられるが、多目的室の機能を体験学習施設として整理できる場合は、建物全体を教養施設として位置付けることが可能と考えられ、その場合は交流施設全てを建蔽率特例の対象として整理し得るとの見解であった。国土交通省の公園施設一覧でも、体験学習施設は教養施設として整理されている。
- ・同一棟の建築物の中で、建蔽率特例の対象となる用途と対象とならない用途を混在させる整理は、法令上の説明や面積整理が複雑になるため、可能であれば避けた方が安全側であるとの見解であった。したがって、交流施設内用途や倉庫、フォリー等の位置付けは、できる限り混在せずに整理することが望ましい。
- ・交流施設内のトイレについては、体験学習施設の利用者のための附属的な便所として整理することが考えられる。その場合、義農公園内に独立した便益施設としての便所を別途設けない整理となる。なお、現時点で確認した国土交通省資料の範囲では、都市公園法令上、全ての都市公園に便所を一律に必置とする直接規定は確認できていない。一方で、便所を設ける場合には都市公園移動等円滑化基準への適合が求められるため、最終的には県・町条例や施設整備基準も含めて確認が必要である。
- ・以上の整理が可能であれば、都市公園法上の建蔽率についてはクリアできる見込みとの認識が共有された。なお、都市公園法上の建蔽率は、法令で定める数値を参酌して地方公共団体が条例で定めるものであるため、最終的な適用は町条例の確認を要する。

2 建築基準法上の整理（建築指導課）

- ・町としては、今後の申請・説明の明確性を確保する観点から、都市公園の区域全体を建築基準法上の申請敷地として整理する方向としたい旨を説明した。
- ・これに対し、建築指導課からは、公園内に建築物が点在する計画であっても、用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地として整理できるのであれば、建築基準法上の敷地として扱うことに支障はないとの見解が示された。建築基準法施行令でも、「敷地」はこのように定義されている。
- ・あわせて、建築基準法に基づく各種建築制限は、原則として敷地単位で適用されることから、本件でも申請敷地の設定を先に明確化した上で、各建築物の配置・用途・面積を整理していく考え方が妥当である。

3 建蔽率・建築面積の考え方（建築基準法関係）

- ・都市公園法上の建蔽率は、「一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合」とされており、建築面積の捉え方は建築基準法令の考え方に準じて整理するのが相当である。
- ・建築基準法上も、建蔽率は建築面積を敷地面積で除した割合として把握することになるため、本件においても、都市公園区域を申請敷地とする前提で、各建築物の建築面積を算定し、全体として整理することとなる。
- ・建築面積は、原則として外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定する。なお、軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するものがある場合の取扱いについても、建築基準法施行令第2条第1項第2号に基づき整理する。
- ・フォリー（あずま屋）については、ベンチ等を設けて休憩利用を想定する場合、休養施設としての位置付けがより明確になる。他方、建築基準法上の建築面積の算定は、ベンチの有無そのものではなく、当該構造が法令上どのような建築物又は建築物の部分に該当するかにより判断することになる。
- ・その上で、フォリーが建築基準法施行令第2条第1項第2号及び平成5年建設省告示第1437号に定める高い開放性を有すると認められる構造に該当する場合は、建築面積の算定上、外周部の一定範囲を不算入として扱うことができる。告示第1437号では、外壁を有しない部分が連続して4メートル以上であること、柱間隔が2メートル以上であること、天井高さが2.1メートル以上であること、地階を除く階数が1であること等が要件とされている。
- ・現在想定しているフォリーの建築面積の算定方法については、当該構造が高い開放性を有する構造として告示要件を満たすことを前提に、法令上支障のない整理と考えられる。

4 今後の確認事項

- ・交流施設を教養施設（体験学習施設）として位置付けるためには、平面構成、諸室名称、利用目的、管理運営想定がその整理と整合しているかを引き続き確認する必要がある。

- ・ 便所の取扱いについては、国法上の一律必置規定は現時点で確認できていないが、県条例、町都市公園条例、バリアフリー関係基準、補助制度上の条件の有無については別途確認する。

■ 地盤概要

既往の地盤調査結果によると、表層(～GL-3m)は盛土や粘土地盤であり最低N値が0 と軟弱地盤である。GL-3m～GL-13m は砂礫層や砂層であり、N 値 15 前後の中程度の固さの地盤である。GL-13m～GL-16m は粘性土層で最低N 値は3 と低い。GL-16m 以深はN 値 20 以上の比較的固い砂礫地盤である。

本建物は木造平屋であり軽量のため、地盤耐力のみを考えた場合は GL-3m～GL-13m の砂礫層で十分に支持可能である。その場合、GL-3mまでの軟弱地盤は、地盤改良や地盤置換工法などを用いて地耐力を確保することが考えられる。

一方、既往の地盤調査では大地震時に液状化する恐れが高いことが明らかになっており、その深度はGL-20m までの砂層、砂礫層(右図の水色塗り範囲)である。液状化した場合、建物は地盤沈下が生じる。そのため、建物を沈下させない方法としては、杭基礎が考えられ、GL-20m 以深の非液状化層を支持層とすることが考えられる。杭基礎の場合は、GL-16m～GL-20m の中間層がN値 50 超えと高いため、削孔能力の高い工法を選定する必要がある。なお、液状化した場合に建物と地盤とのレベル差が生じるため、建物は沈下しないものの、外壁から地中に埋設されている配管等が破損し建物の機能維持が難しくなる場合も起きうる。また、経済性を優先し、液状化による沈下を許容しつつ不同沈下を極力抑える工法を採用することも考えられる。これらを踏まえながら災害時の使用目的や工事費、また地盤沈下した後の復旧方法などを考慮し基礎形式は選定する必要がある。

(今後計画通知との協議により変更の可能性あり)

■ 既往地盤調査における液状化検討の概要

既往の地盤調査における液状化検討結果の概要は下記である。なお、液状化の判定は、『道路橋示方書』によるものであり、建築学会指針等によるものではない。

○液状化の可能性

- レベル 1 地震動(震度 5 程度：中地震) : 液状化する可能性は低い。
 - レベル 2 地震動(震度 6 強程度：大地震) : 液状化する可能性が高い。
- 比較的N 値の高いGL-16～20 においても液状化の可能性が高い結果となっている(右図)。

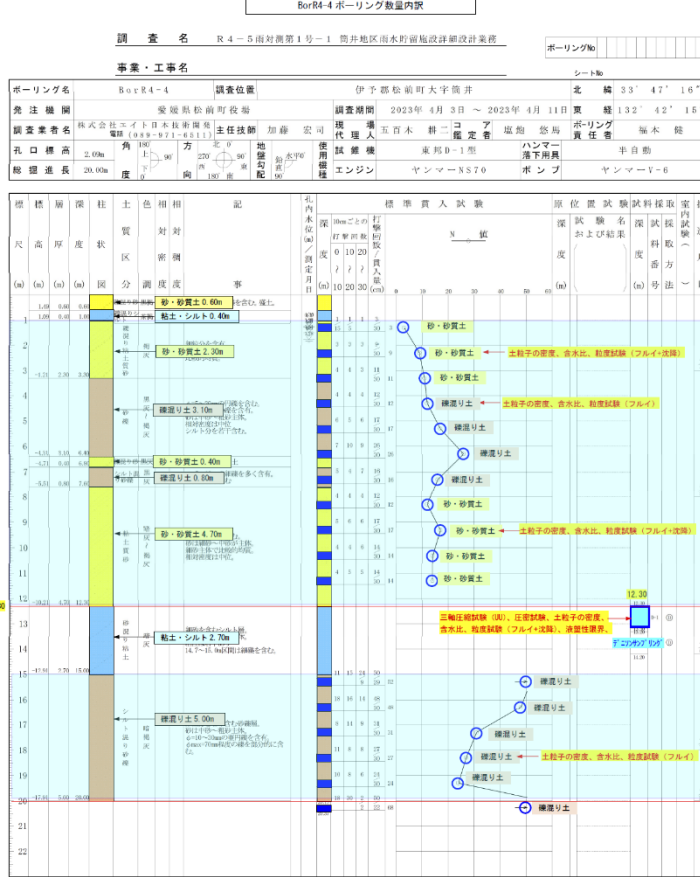
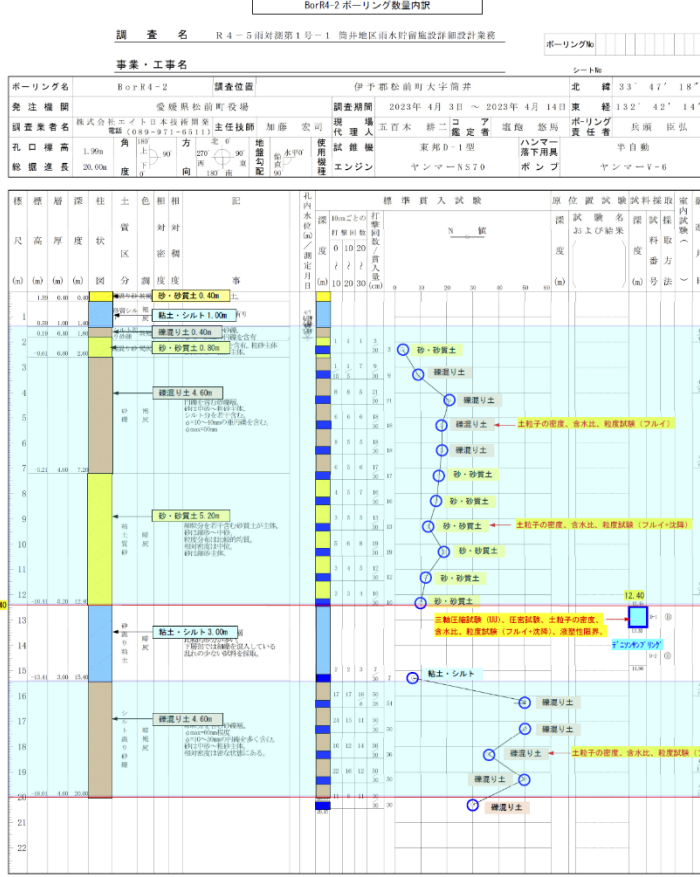
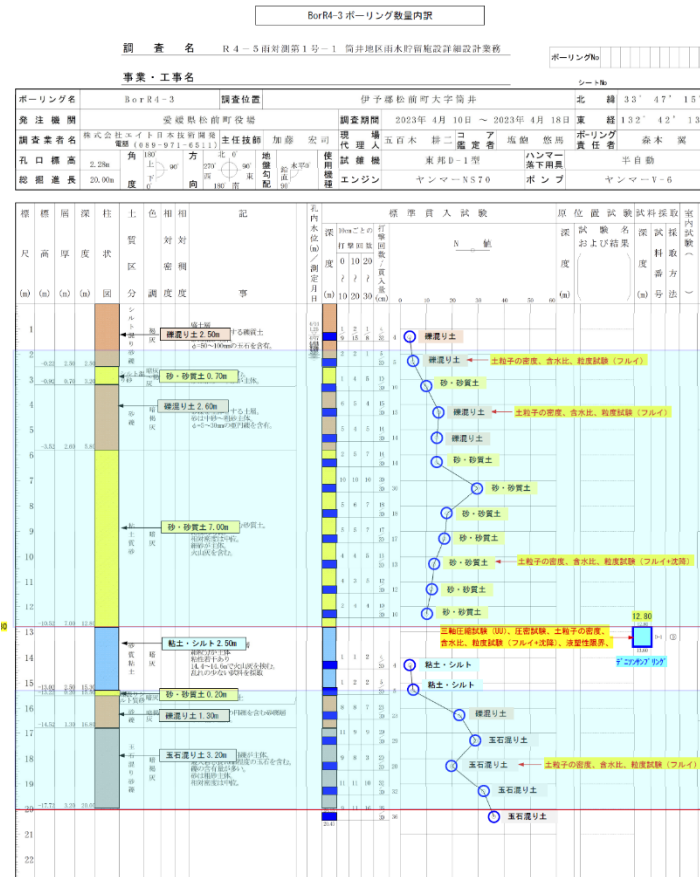
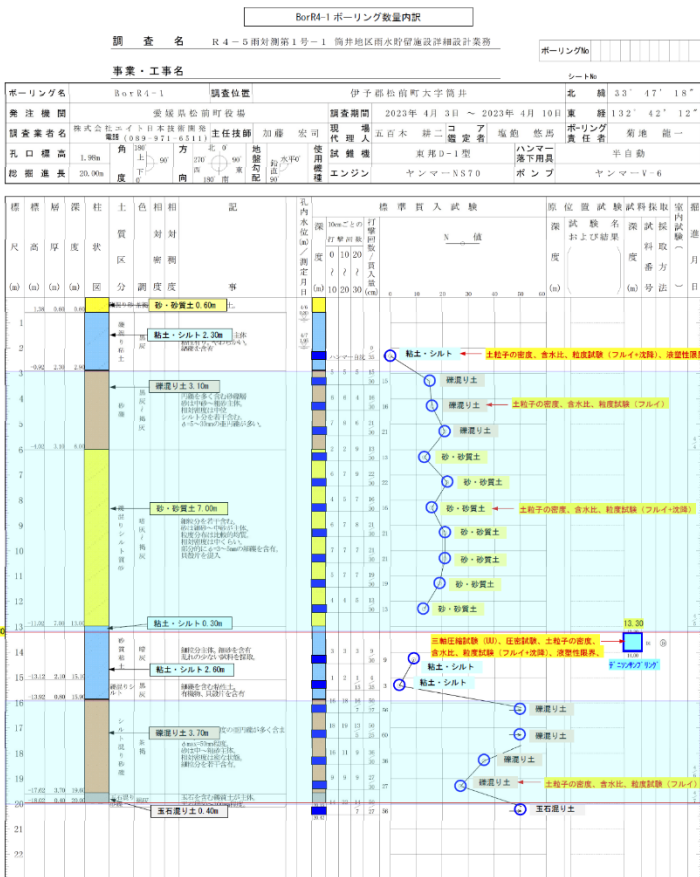
○液状化による沈下量の推定値

地盤調査結果のBorR4-1 の結果を抜粋する(右図)
地表面における沈下量の推定値は、71cm である。

BorR4-1	: 71cm
BorR4-2	: 76cm
BorR4-3	: 77cm
BorR4-4	: 78cm

なお、この沈下量は、日本下水道協会で採用している沈下率 η を一律で設定する方法による略算方法である。これとは別に『建築基礎構造設計指針』(日本建築学会)では、略算水平変位Dcy 値を地表面の沈下量の推定に用いることができるとされている。参考に既往のボーリング調査結果をもとに算定すると、レベル 2 地震動のBorR4-1 のDcy 値は15cm となる。

レベル 2 地震動の液状化層



(6) 液状化による沈下量の算定

液状化による沈下量 δ は、次式より求める。

$$\delta = H_L \times \eta \times 100$$

ここに、

δ : 液状化による沈下量(cm)

H_L : 液状化層厚(m)

η : 沈下率 $\eta = 0.050$

よって、液状化による沈下量 δ は、下表のようになる。

層No	土質区分	層厚(m)	判定	沈下量(cm)
1	砂質土	0.600	-	-
2	粘性土	2.300	-	-
3	礫質土	3.100	×	15.500
4	砂質土	7.000	×	35.000
5	粘性土	2.900	-	-
6	礫質土	4.100	×	20.500
7	礫質土	7.360	-	-
8	礫質土	5.500	-	-

判定 ×: 液状化する ○: 液状化しない

■ 基礎工法選定

比較表							
		A		B		C	
杭種		コンクリート杭（PHC 杭） など		直接基礎＋地盤改良		直接基礎＋地盤置換	
工法		プレボーリング工法		柱状改良（または表層改良）		地盤置換工法（コロンブス等）	
特徴		掘削孔内にセメントミルクを注入した後、コンクリート杭を設置し固定する工法。		表層の軟弱地盤にセメントを攪拌し強固な地盤をつくる地盤補強工法。 地盤調査結果に基づき、柱状改良または表層改良を選定する。		軟弱地盤を軽量盛土材（ポリスチレンビーズ）に置き換え、建物荷重を軽減させる工法。	
地盤調査		ボーリング（標準貫入試験） ：大屋根 1 本、深さ 25m 以上	—	SWS 試験 ：各棟 2～7 箇所	—	SWS 試験：各棟 2～7 箇所 ボーリング（力学試験）：大屋根 深さ 3m	
構 造 性 能・形 式	杭形式	支持杭	—	—	—	—	—
	仕様・本数	フォリー ：4 本×3 棟 交流・体験学習棟：8 本 大屋根棟 ：4 本	—	フォリー ：6 本×2 棟、9 本×1 棟 交流・体験学習棟：84 本 大屋根棟 ：28 本 支持層が浅い場合は表層改良。深さ 2m まで。	—	フォリー ：厚さ 300 mm程度 交流・体験学習棟：厚さ 300 mm程度 （ピットあり） 大屋根棟 ：厚さ 700 mm程度	—
	杭径	500 φ～600 φ	—	500 φ	—	—	—
	支持深さ	GL-22m（液状化層の下部）	—	GL-3m（N 値 15 程度の砂礫層）	—	GL-0.5～1.5m（表層）	—
	支持力	常時 ：十分大きい 中地震：十分大きい 大地震：十分大きい	◎	常時 ：十分大きい 中地震：十分大きい 大地震：液状化した場合に低下する可能性あり	○	常時 ：十分大きい 中地震：十分大きい 大地震：液状化した場合に低下する可能性あり B と比較するその程度は小さい	○＋
	沈下傾向	液状化した場合も沈下しない。 地面は沈下するため、地面と建物のレベル差が生じる。設備配管などが破損する可能性あり。	○	液状化した場合は周辺地盤と同程度沈下する。	△	液状化した場合は周辺地盤と同程度沈下する。 B と比較すると不同沈下を抑制する効果がある。	△＋
災害後の復旧方法		建物のレベル調整はできない。 地盤との相対的なレベル差は、周辺地盤等で調整。 階段・スロープ・盛土など。 レベル差が大きい場合、コスト也大。	△	不同沈下が使用性上問題になる場合は調整可能。 薬液注入工法、アンダーピニング工法、耐圧版工法等。	○	不同沈下が使用性上問題になる場合は調整可能。 薬液注入工法、アンダーピニング工法、耐圧版工法等。	○
施 工 性	中間層 （N 値の高い砂層）の 貫入力	3 点杭打ち機により先行掘削するため 掘削能力が高い	—	—	—	—	—
	排土、排泥水処理	汚泥処理あり	△	汚泥処理あり	△	廃土あり（汚泥処理なし）	○
	納期 工期	2 ヲ月 1 ヲ月	△	0 ヲ月 0.5 ヲ月	◎	0.5 ヲ月 1 ヲ月 （原油価格の急騰に伴い納期遅延の可能性あり）	○
経 済 性		基準（1.0）	△	基準×1/3	◎	基準×1/3 （原油価格の急騰に伴い価格高騰の可能性あり）	◎
評価		△		○		◎	
総括		軽量建物であることから、どの工法においても常時の耐力は十分に確保できるため、優越はない。 液状化による地盤沈下が想定される敷地のため、沈下傾向、復旧方法、経済性などを鑑みると、C（地盤置換工法）が優位であると考えられる。					

7. 図面等の作成

7.1 公園再整備設計

公園再整備設計に関する図面等は、別冊「義農公園再整備公園設計図面」に示す。

7.2 建築設計

建築設計に関する図面等は、別冊「義農公園再整備建築設計図」に示す。

8. 今後の課題

8.1 事業費調整に当たっての基本的な考え方

以下は、本設計業務の段階において整理した事業費調整に関する基本的な考え方である。具体的な設計内容及びコスト調整については、要求水準、提案上限価格、機能性、品質、維持管理性及び施工性を踏まえ、応募者の提案によるものとする。

方針	内容
町民参加で確認された核は残す	ワークショップで示された意見は単なる要望ではなく、町民が「関われること」「実際にやってみたいこと」を前提とした現実的な利用イメージである。そのため、芝生広場、タコのすべり台、照明、スポーツ・ボール遊び、防災・フェーズフリー機能、交流施設は、公園の核（コンセプト）として維持する。
特定機能の廃止ではなく、全体を薄く軽量化する	VEは「これをやめる」という削減ではなく、公園全体のコンセプトを維持したまま、舗装、遊具、植栽、サイン、ベンチ、ファニチャー等の仕様・数量・面積を少しずつ見直す。機能を失わせるのではなく、初期整備として必要な水準に整理する。
高仕様・高単価部分を重点的に見直す	洗い出しコンクリート舗装、人工木デッキ、サイン、ファニチャー等は、仕様・面積・数量を継続的に精査する。舗装については、全面的な高仕様舗装ではなく、利用動線や滞留場所に応じて、アスファルト舗装、土系舗装、芝生等との組合せを検討する。
建築工事との区分を適正化する	人工木デッキや建物周辺の外部空間、建築設備と一体となる給排水・電気設備等については、建築工事との取合いを整理する。公園工事は諸経費率が大きくなる可能性があるため、建築物と一体的に整備するものは建築工事側で適切に算出し、全体事業費の圧縮を図る。
初期整備に抱え込まない	樹木は県の植樹イベント等を活用して補完し、花壇は地元ボランティアや地域団体の関与を前提に育てる余地を残す。すべてを工事で完成させるのではなく、指定管理者、地域団体、社会実験を通じて整備を検討する。
サイン・ベンチ等は必要最小限から始める	ベンチは配置や延長を精査し、必要な場所に絞って整備する。サインは最小限としつつ、防災機能を伝えるサインと、義農作兵衛等の歴史を伝えるサインは必須機能として残す。
防災機能は平時利用の延長で整理する	発災直後の避難拠点ではなく、浸水収束後の中長期的な生活支援の場として位置付ける。大屋根や交流施設は、平時のにぎわい・交流に加え、災害時には炊き出し、物資配布、給水対応等の活動拠点として活用できるようにする。

8.2 検討課題

(1) 雨水貯留施設

・排水ポンプ位置の変更

雨水貯留施設の排水ポンプ位置が、当初計画から北側へ約 15m 移動することとなった。これにより、排水ポンプがタコのすべり台直下に位置する計画となっている。

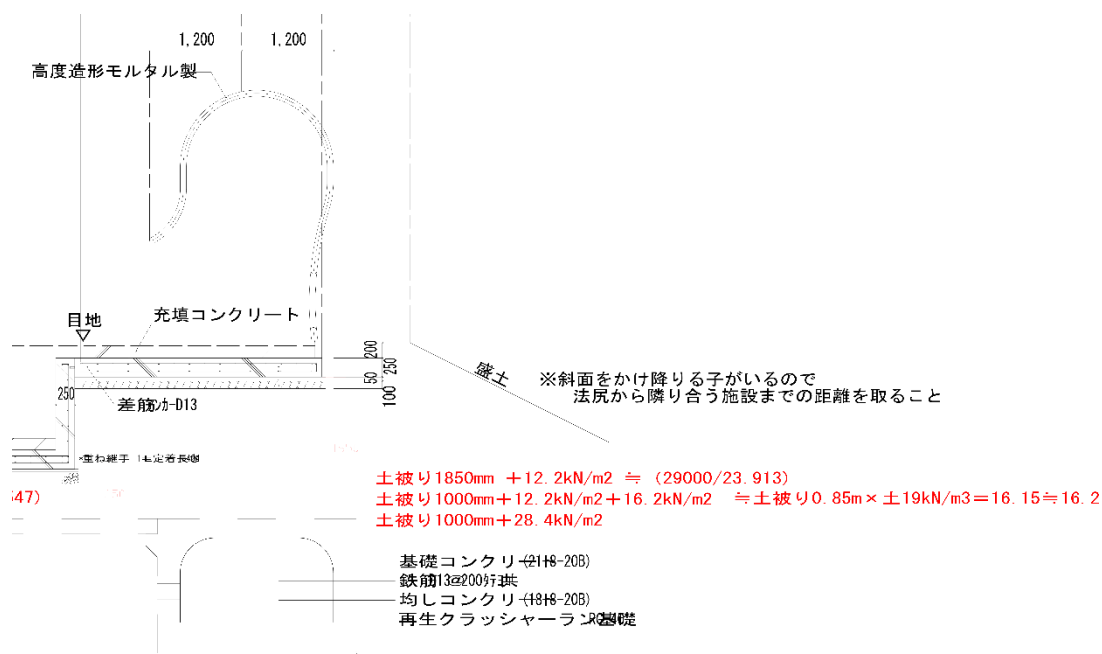
しかしながら、排水ポンプに関連する柵蓋等が地表に露出する場合、雨水貯留施設の維持管理上の支障となるほか、遊具計画上も課題がある。特に、遊具の安全基準では安全領域内に柵蓋等の硬質な構造物を設けることが望ましくないため、現状の配置計画のままでは安全性の確保が困難である。

このため、今後の設計においては、雨水貯留施設の維持管理条件と遊具の安全性の両立を図る観点から、公園内の配置計画を再検討する必要がある。



・タコのすべり台の荷重を踏まえた、雨水貯留施設の構造計算

タコのすべり台は、雨水貯留施設上部に設置する計画としている。このため、タコのすべり台の概略設計に基づく荷重条件を整理し、その荷重を踏まえた雨水貯留施設の構造計算を実施した。検討は、雨水貯留施設からタコのすべり台の基礎までを通常の土とした場合と、軽量盛土を併用した場合について行った。その検討過程及び結果を以下に示す。



土被りも含めて最も重量が重くなるタコの頭部の断面図

雨水貯留施設からタコのすべり台の基礎までの間を全て土とした場合の重量計算を以下に示す。

(1) すべり面重量 = 91,042 (kg)

		面積(㎡)	重量 (kg)	(kg)
本 体	すべり面	96.6	120	11,592
	タコ足つかみ	1.8	100	180
	泡クライム	1個1kgとして算出		20
	小計			11,792

		面積(㎡)	厚み(m)	重量 (kg)	(kg)
基 礎	フーチング	73.547	0.25	2,400	44,128
	立上り	19.924	0.25	2,400	11,954
	充填コン	73.547	0.15	2,100	23,167
	小計				79,250

(2) タコ頭部重量 = 29,000 (kg)

		面積(㎡)	重量 (kg)	(kg)
本 体	タコ頭部	93.6	100	9,360

		面積(㎡)	厚み(m)	重量 (kg)	(kg)
基 礎	フーチング	23.913	0.25	2,400	14,348
	充填コン	16.8	0.15	2,100	5,292
	小計				19,640

(3) 1㎡当たりの重量

すべり面、タコ頭部の合計重量

$$91,042 + 29,000 = 120,042 \text{ kg}$$

基礎の面積

$$73.547 + 23.913 = 97.460 \text{ ㎡}$$

1㎡当たりの重量

$$120,042 \div 97.460 = 1231.702 \text{ kg/㎡}$$

(4) 雨水貯留槽からタコのすべり台の基礎までの荷重

雨水貯留槽からタコのすべり台基礎まで土被りとする。

土被り1000mmを除いた土の重量は以下の通り。

$$0.85 \text{ (厚み)} \times 19.0 \text{ (土の単位重量)} = 16.200 \text{ kg/㎡}$$

(5) 最大部分荷重

$$= \text{土被り1000mm} + \text{タコの頭部} (29000/23.913) + 16.2$$

$$= \text{土被り1000mm} + 12.2 + 16.2 = \text{土被り1000mm} + 28.4$$

土被り1000mmに加え、28.4kN/㎡を考慮して雨水貯留施設の構造計算を行う。

雨水貯留施設からタコのすべり台の基礎までを通常の土とした場合、常時における構造上の安全性は確認されたものの、レベル 2 地震時における構造上の安全性に課題が確認された。常時における構造計算の結果は、別紙 8-1 に示す。

この課題に対応するため、雨水貯留施設への上載荷重を軽減する方法として、土被りの一部に軽量盛土（EPS 工法）を取り入れた場合の荷重算出及び構造計算を行った。その内容を次頁に示す。

雨水貯留施設から1.0mは土とし、その直上からタコのすべり台の基礎までの間をEPS工法とした場合の重量計算を以下に示す。

(1) すべり面重量 = 91,042 (kg)

		面積(m ²)	重量 (kg)	(kg)
本 体	すべり面	96.6	120	11,592
	タコ足つかみ	1.8	100	180
	泡クライム	1個1kgとして算出		20
	小計			11,792

		面積(m ²)	厚み(m)	重量 (kg)	(kg)
基 礎	フーチング	73.547	0.25	2,400	44,128
	立上り	19.924	0.25	2,400	11,954
	充填コン	73.547	0.15	2,100	23,167
	小計				79,250

(2) タコ頭部重量 = 29,000 (kg)

		面積(m ²)	重量 (kg)	(kg)
本 体	タコ頭部	93.6	100	9,360

		面積(m ²)	厚み(m)	重量 (kg)	(kg)
基 礎	フーチング	23.913	0.25	2,400	14,348
	充填コン	16.8	0.15	2,100	5,292
	小計				19,640

(3) 1m²当たりの重量

すべり面、タコ頭部の合計重量

$$91,042 + 29,000 = 120,042 \text{ kg}$$

基礎の面積

$$73.547 + 23.913 = 97.460 \text{ m}^2$$

1m²当たりの重量

$$120,042 \div 97.460 = 1231.702 \text{ kg/m}^2$$

(4) 雨水貯留槽からタコのすべり台の基礎までの荷重

雨水貯留槽から1mは土とし、その直上からタコのすべり台基礎までの間をEPS工法とする。

EPS工法部の重量は以下の通り。

$$0.85(\text{厚み}) \times 0.35 (\text{EPSの単位重量}) = 0.298 \text{ kg/m}^2$$

(5) 最大部分荷重

$$= \text{土被り1000mm} + \text{タコの頭部} (29000/23.913) + 0.298$$

$$= \text{土被り1000mm} + 12.2 + 0.298 = \text{土被り1000mm} + 12.5$$

土被り1000mmに加え、12.5kN/m²を考慮して雨水貯留施設の構造計算を行う。

再検討の結果、軽量盛土を適切に配置することにより、レベル 2 地震時においても雨水貯留施設の構造上の安全性を確保できることを確認した。その構造計算の結果は、別紙 8-2 に示す。なお、軽量盛土の範囲、材料、施工方法及び周辺施設との取り扱いについては、実施設計段階において改めて確認する必要がある。

8.3 施工性・工程上の課題

施工条件・工程上の留意点について、施工会社へヒアリングしたうえで整理した。その結果を以下に示す。

(1) 工程について

本事業の想定工程は、別途公表する参考資料に示すとおりである。

本計画では芝生広場が広い面積を占めるため、芝張りの施工時期が全体工程に影響する。芝張りは夏季を避け、活着に適した時期に施工することが望ましいことから、植栽工事を含めた工程設定に留意する必要がある。

また、DB方式の特性を生かして建築設計及び建築工事を先行させる場合であっても、建築物の設計 GL は、公園全体の造成計画及び排水計画との整合を図った上で決定する必要がある。このため、各分野の設計を並行して進め、造成、排水、建築及び外構の条件を早期に調整することが重要である。

なお、竣工時期を地方祭（秋祭り）に合わせて令和 10 年 9 月末までの完成を目指す場合は、植栽工事が夏季に重なる可能性があるほか、標準的な工程と比べて大幅な工期短縮が必要となるため、設計、調達、施工及び関係機関協議を一体的に管理した、実現性の高い工程計画が求められる。

(2) 施工性について

仮設計画：

工事費の抑制を図る観点から、仮囲いについては、雨水貯留施設工事で設置された既存仮囲いを可能な限り引き継いで活用することが考えられる。

また、駐車場予定地はアスファルト舗装で施工期間も比較的短いため、現場事務所の設置場所として活用することが想定される。

資材置場については、施工者側で別途確保することを基本とし、現場内には長期間資材を保管しない計画とする。施工ヤードについても、資材の長期滞留を避けるとともに、芝生広場の施工を最終工程とすることで、十分な作業スペースを確保することが望ましい。

搬入動線：

工事車両の搬入出については、義農通りの歩行者動線への影響を最小限とするため、原則として東側県道からの出入りを基本とする。なお、南側および西側道路を利用する場合には、周辺道路条件を踏まえ、搬入車両は 3t 車以下とすることが望ましい。

近隣対応：

工事期間中は、騒音、振動、交通規制等が周辺住民へ影響を与える可能性があるため、行政と施工者が連携した地元説明会の実施など、十分な近隣対応が必要である。

雨水貯留施設との取り扱い：

雨水貯留施設との取り扱いについては、現時点で詳細条件が十分に整理されていないため、今後詳細な確認が必要である。特に、雨水貯留施設引渡し時の設計 GL、埋設配管、および建築基礎との干渉については、施工前に十分な確認を行う必要がある。

また、残土処理は場内盛土より処分費が大きくなるため、雨水貯留施設の引渡し時に過度な盛土が行われない計画とすることが、工事費抑制の観点から望ましい。

その他懸念事項：

場内排水計画に応じて既存汚水桝の改修、撤去、または新設工事が必要となる可能性がある。

また、工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置が必要であり、少なくとも工事車両の出入り管理として1名を通期で配置することが想定される。

道路改修については、既存の歩車道境界ブロックを残したままの施工も可能と考えられるが、車両乗入れ部については、別途改修が必要となる可能性が高い。

8.4 維持管理上の課題

(1) 芝生広場の維持管理

本計画では、公園中央に広大な芝生広場を配置しており、日常利用やイベント利用の中心となる。一方で、芝刈り、施肥、散水、雑草管理など、継続的な維持管理負担が大きいことが課題である。特にイベント利用頻度が高い場合には、踏圧による芝生の損傷や裸地化が生じる可能性があるため、部分補修や養生期間の設定など、利用と維持管理を両立させる運用が求められる。一方で、本計画では芝生を分割して利用できる計画としているため、養生期間を設けながら運用することが可能である。

(2) 遊具の点検

公園内には既製遊具に加え、オリジナル遊具やタコのすべり台を計画している。遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を踏まえ、日常点検、定期点検、専門点検を継続的に実施する必要がある。

また、遊具は経年劣化や部材摩耗により安全性が低下するため、補修だけでなく、一定期間ごとの部材交換や全面更新を見据えた維持管理計画が必要となる。特にオリジナル遊具については、更新時の部材調達や再製作方法についても事前に検討しておくことが望ましい。

(3) 木造建築物の保全

交流・体験学習棟や大屋根棟などの建築物は木造を基本としており、木材ならではの温かみや景観の魅力を有する一方で、経年による劣化への配慮が必要である。特に屋外に露出する木部については、紫外線、雨掛かり、湿気の影響による変色、ひび割れ、腐朽等が生じる可能性がある。そのため、定期的な点検に加え、保護塗装の再塗装や劣化部材の交換など、予防保全を前提とした維持管理が求められる。

(4) 公園管理者

義農公園では、多様な施設や設備を導入していることから、維持管理を継続的かつ適切に行うための管理運営体制の構築が重要な課題となる。現時点では、指定管理者制度の活用を目指しているものの、具体的な管理主体や運営体制は未定である。

特に、本公園では広大な芝生広場の日常管理、遊具の安全点検、建築物の保守管理に加え、交流・体験学習棟の運営、イベント対応、防災設備の維持管理など、多岐にわたる業務が想定される。そのため、従来の公園管理業務にとどまらず、施設運営や地域連携を含めた管理能力が求められる。

また、町民園芸スペースやイベント利用など、町民参加によって育てていく仕組みを計画していることから、行政、指定管理者、地域団体、利用者それぞれの役割分担を明確にし、持続可能な管理運営体制を構築することが重要である。

今後の実施設計および運営検討においては、管理主体の選定とあわせて、維持管理費、運営負担、利用ルール等を総合的に整理していく必要がある。